

厚岸町議会 第2回定例会

平成23年6月16日
午前10時00分開会

- 議長（音喜多議員） ただいまから、平成23年厚岸町議会第2回定例会を続会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、石澤議員、4番、佐々木議員を指名いたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。
まず、初めに、12番、室崎議員の一般質問を行います。
12番、室崎議員。

- 室崎議員 さきに提出いたしました一般質問通告書に従いまして一般質問を行います。
3月11日の地震津波の対応についてであります。
1として、町は今回の防災対応につき、どのような方法で検証を行ったか。
2として、検証の結果、明らかになった問題点にはどのようなものがあるか。特に、ア、避難方法・避難路・避難場所選定について。イ、避難施設について。ウ、情報の管理・収集・伝達について。エ、災害に強いまちづくりについて。
3として、問題克服のため、町は何を行うか。
以上について質問いたします。

- 議長（音喜多議員） 町長。

- 町長（若狭町長） おはようございます。
12番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。
3月11日の地震津波の対応についてのうち、1点目の町は今回の防災対応につき、どのような方法で検証を行ったかについてであります。一つ目には、広報あつけし4月号、5月号と町のホームページによる町民の皆さんからの避難、避難場所の状況、町の対応などにかかわる意見募集、二つ目には、町職員からの改善事項等の報告、三つ目には、釧路地方气象台や釧路総合振興局など関係機関への聞き取り、四つ目には、防災担当課内での総合的な課題や問題点の洗い出しによる検証を行っております。
続いて、2点目の検証の結果、明らかになった問題点にはどのようなものがあるか。特に避難方法・避難路・避難場所選定について、避難施設について、情報の管理・収集

・伝達について、災害に強いまちづくりについてのご質問であります。まず、避難方法については、津波の到達予想時刻までに30分以上の時間があったにもかかわらず、徒歩で避難する方よりも車で避難する方が多かったことが問題点として挙げられます。コンキリエ下の道道では、余りにもコンキリエに避難しようとする車が多かったため、徒歩で避難してくる方が道路を横断できないくらいの渋滞となりましたし、ネイパル厚岸の上り坂では、車で避難された方が、海の状況を確認するために坂の途中で停車したことから、道路の渋滞を招く結果となりました。

次に、避難路については、高齢者や子供が楽にお供山へ登ることができるような階段等の設置について意見が寄せられております。

次に、避難場所の選定については、現在、地域防災計画で定めている43カ所の避難場所の選定に問題はなかったと考えておりますが、避難者が、湖北地区ではコンキリエに、湖南地区ではネイパル厚岸に偏る傾向が見られました。寒い時期でもあったため、どうしても屋内施設に避難したいという町民の思いもあったと考えますが、避難行動を見ますと、町民の皆さんの最寄りの避難場所の認識の不足が問題であったと考えております。

次に、情報の管理・収集・伝達については、テレビ、ラジオでは大きな被害のあった東北地方の情報しか報道されなかったため、本町の現状を知るすべがなく、その状況が把握できないという不安があったこと、移動用の防災無線が公用車両に固定装備されていることと移動用携帯無線の不足から、災害対策本部と配置職員の間で連絡体制の不備が一部あったことが、問題点として挙げられます。

次に、災害に強いまちづくりについては、避難場所において配置職員が確認した避難者数は、最大で1,030人で、沿岸地区の避難対象者約8,000人にたいし、約13%の避難率であり、避難場所の周辺や道路等に避難していた避難者を合わせたとしても、20%を超えていない状況と推計しております。

また、備蓄品については、現在、乾パンと飲料水を備蓄しておりますが、乾パンでは、お年寄りや小学生以下の子供などが食べづらいとの意見が多かったこと、毛布の数量が不足した避難場所があったこと、また、備蓄品のない避難所への搬送については、道路が津波で冠水していたため通行できなかった時間帯があったことが問題として挙げられます。

さらに、災害対策本部となる役場庁舎が津波で被災し、庁舎が使用不能となり、同時に庁舎にいた職員が多数亡くなられた被災地の事例を見ますと、これまでの災害対策本部の設置場所や町職員の非常登庁のあり方も問題であると考えております。

なお避難施設については、特に問題はなかったと認識しております。

続いて、3点目の問題克服のため、町は何を行うかについてであります。まず、避難方法については、津波警報または大津波警報発令時の職員初動体制や避難場所への配置、災害対策本部の設置、各地域ごとの避難計画などを定めた津波避難計画をことし7月までに策定し、秋ごろに予定する防災訓練にこれを取り入れようと考えております。住民の皆さんの命を守るためには、とにかく近くの避難場所に迅速に逃げてくださいと、防災教育を含め、徹底的に周知していく必要があると考えております。

次に、避難路、避難場所の関係につきましては、現在の厚岸町地域防災計画における43カ所の津波緊急避難場所は、健常者が徒歩で30分以内に避難可能な海拔10メートル以上

の高台にあって、かつ、その後方にはさらなる高台を有する施設、駐車場、広場等であることを基本として定めたものであり、500年間隔地震による津波浸水予想図においても、その区域外に位置していること、さらに、このたびの震災後の検証においても、場所としては特に問題がなかったものと考えていることから、今のところ、現在の避難場所を見直す必要はないものと考えております。ただし、本町の地形的特徴により個々の避難場所における設備状況に違いがあることは事実であります。宮園、真栄地区における避難路の確保について検討するとともに、本年度中に北海道が作成する新たな津波浸水予想図において、現在の避難場所が浸水区域となった場合には、改めて見直しを行うこととしております。

現在、厚岸町地域防災計画で定めている津波緊急避難場所は43カ所で、この中で屋外の避難場所は32カ所あります。そのうち公有、私有を問わず、すぐ近くに避難可能な施設や建物がある避難場所が13カ所、それ以外の19カ所が、すぐ近くに避難可能な施設、建物がない避難場所となります。

また、このたびの震災では、約22時間にわたり大津波警報が発令され、津波警報を含めると約28時間の長時間に及んだため、警報発令中にもかかわらず、時間の経過とともに、避難者が帰宅してしまうなどの状況が見受けられました。

町としては、このたびのような長時間にわたる避難を想定し、すぐ近くに避難可能な施設や建物がない屋外の避難場所に、冬期間でも避難者が避難を続けられるようなプレハブの設置や避難者数に応じたテント、暖房器具の配備など、また、町民の皆さんが、少しでも早く避難場所へ避難できるような階段等による避難路の整備など、各避難場所の状況に応じた必要な設備の洗い出しをし、各地区の自治会とも協議を行いながら、年次的な計画の中で、その整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、情報の管理・収集・伝達については、避難者がその状況を把握できないという不安に駆られたことから、随時、同報系、移動系の防災行政無線及び告知情報端末により、海面変動、津波の状況、市街地、漁港の状況など、本町の直近の状況を伝えるとともに、移動系無線の増量を図り、新たに作成する津波避難計画に基づき、情報の一元管理の徹底を図り、町民の皆さんの不安解消に努めてまいります。

備蓄品については、だれもが食しやすい災害備蓄用パンに改めることとし、暖をとるための毛布も増量することとしております。

災害対策本部の設置場所や町職員の非常登庁のあり方については、東日本大震災規模の津波来襲により、役場庁舎への災害対策本部の設置が困難と判断される場合は、コンキリエに災害対策本部を設置することを考えております。

この場所は、市街地に近く、標高が約25メートルに位置し、スペース確保も可能であり、既に施設内に同報系防災行政無線予備局を設置していることから、最適地であると判断しているところではありますが、災害対策本部として機動するためには、電話設備、移動系防災無線の増量配備、非常電源設備、パソコンなどのOA機器、車両の確保などを行う必要がありますので、施設の機能を確保するための設備や装備の洗い出しを行うとともに、これらの年次的な整備について計画することとしております。

また、現在、国土交通省北海道開発局では、道の駅の防災拠点化について調査を行い、国の予算を活用した整備のあり方を研究、模索中であると聞いております。また、既存

の制度としては、北海道開発局と町が災害時における防災拠点化に関する協定を締結することにより、道路管理者である北海道開発局において、国費による情報提供装置や発電機の整備が図られるとのお話も聞いておりますので、このような制度を活用しながら整備に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

町職員の非常登庁については、災害の規模や状況に応じて、それにち早く対応できる複数の登庁パターンを考える必要があります。震源地に近く、津波到達時間が早い場合は避難場所の近くに居住する職員が、直接、避難場所に向かうなど、避難者の受け入れを第一に考えた非常登庁のあり方を検討しております。

いずれにいたしましても、これら多くの問題点を克服、解消するため、予算を伴う整備については、今後、国土交通省が創設予定の津波防災にかかわる新法制定による補助制度の内容も注視しながら、また、関係機関、自治会と必要な協議を行いながら、年次計画を定め、整備に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えておりますし、予算に伴わない津波避難計画、避難施設の運営や配置職員の対応にかかわるマニュアルについては、これらを早期に作成するよう努めてまいりますので、ご理解を願いたいと存じます。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 3月に大きい地震が来て、その後津波が来まして、3月議会の最中でした。それで、一時、議会は休止して、15日か16日か、1日最後にやった。そのときにも、議会では何人かから、この災害に関していろいろな意見や、また問題点の指摘がありました。それを踏まえながら今回、質問させていただいているわけです。それで、そのときに私もお話しさせていただいて、町長への手紙というような制度もあるんだから、その町民からの意見の酌み上げをお願いしたいということをお願いしたところ、早速に実施していただいたということで、その点については私も大変ありがたいと思っております。

ただ、今、検証をどのような方法で行ったかというのを聞いてますと、広報が上がって、4月号にこれ、そういうものを5月号に入れたということだと思います。それから、ホームページを行ったと、これがホームページによる町民の皆さんからの意見募集を行った。あと二つ目、三つ目、四つ目については、これは町職員や関係機関、あるいは課内でという、町民以外の関係者のところからのものだというふうに思いますが、まず、町長への手紙、ホームページ、それによって、町民からの意見というのは全部で何件ぐらい来ているのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 全部で8件でございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 800件ではないわけですね。それで、あのときは私が思いついた、一つの思い

つきとして、町長への手紙ということは言ったんですが、それ以外、やっちゃいけないようなことは私は言っておりません。そういうものをヒントにさせていただいて、いろいろやっていただけるのだと思ったんですが、今聞いていると、それだけなんです。それで、例えば、この後、そのいわゆる被災地、被災可能性のあった地域の自治会などとの対話や意見交換というのはやってないんですか。それから、災害要援護者という言葉もあります、障害者や福祉関係者などの団体もありますよね。あるいは災害要援護者本人、それとかかわる人たちとの対話、あるいは意見交換、そういうところにはいろいろなヒントが隠されているのではないかと思うのですが、そのような対話というか、意見交換というか、懇談というか、そのようなものを行おうとは、しなかったとすれば、なぜしなかったのか、その点について、まずお伺いいたします。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） これ以外行わなかったことについてなんですけれども、全体の中で、今現在のところ、そのような考えをしなかったことについて反省をしているところでございます。これまで地震後、民生委員、児童委員協議会の定例会であるとか、あと、今現在自治会のほうから防災についてお話をさせていただきたいという機会も持たさせていただいているところでありまして、その中では、いろいろな意見もお寄せいただいております。今後、自治会との協議をそれぞれ行っていかなければならないと思っておりますけれども、その中で、早急にそのような取り組みを続けていきたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 今回、この災害に関する論点で、私4人目なので、答えるほうは大変だと思うので、それは申しわけないと思うんですが、今回の一般質問の冒頭で町長が、あの災害から既に90何日たっていると。100日に近いですよ、既にね、というふうにもう時間たっているんですよ。やっぱりなるべく生のうちに、そういう意見はとらなければならないんですよ。遅きに失すると言わざるを得ない。一部の町民の中からは、やっぱり上から目線かなと、自分たち専門家でもって物を考えればいいのかという批判が既に出てるといこと。その点については、きちんと認識していただきたい。

それで、次に参りますが、昨日の議論を聞いていて、町長、非常に大事なことをおっしゃいました。私も聞いてて、その1点に尽きるなと思ったんです。それは、とにかく近くの高台に逃げてくれと、まず、自分の命を守ってくれと。それが一番なんだと。防災意識というのはそこから始まるんだという意味のことをおっしゃってました。まさに、そのとおりだと思う。行政として願うのは、それを余り生な形で言うということには、また問題あると思うけれども、とにかく生きてくれと、そしたら何とかできるから、何とかするからというのが、今回の三陸や東日本大震災で非常に大きな被害を受けた惨状を、こっちもテレビで見ると、そういうふうにしかな言わざるを得ないんじゃないかというふうに思うんですよ。だから、まず、近くの高台でも何でもいから、安全など

ころに逃げてくれということがすべての基本だというふうに思います。

それで、避難方法、避難路、避難場所、避難施設、実はこれ全部表裏一体なんですよ。これはとにかく高台へ一刻も早く逃げてくれという一時避難、これからすべてを考えるべきだというふうに思います。そうすると、一晩なんですよ。二晩も三晩も津波が襲ってくることはまず考えられない。一晩やり過ごせば、次の段階に入れる。それで、避難所あるいは避難場所、避難経路、すべてについては一時避難とその後の、いわば避難所というか救護所というか、そこでの対応というものと、これ分けて考えるべきだろうと、そのように思います。

それで、昨日いろいろ聞いていると、今までそのようなところには全く避難路の設定が不可能でないかというふうな一部でも思われていたような、例えば、お供山に上がっていく階段であるとか、あるいは真栄、宮園地区が鉄道用地をまたいで避難する、その避難路の設定だとか、そういうものについて、何か一步前進する明るいものが見えてきましたので、これはぜひ進めていただきたいと思います。そういうわけで、今、これには深入りいたしません。ぜひお願いしたいということです。

それで、そのときに、非常にこれは防災意識の高揚や、いろいろな問題と絡むわけですから、ぜひお願いしたいのは、地域の住民と徹底した話し合いをしてもらいたいんです。優秀な町職員だけでももって計画をつくらないでほしいんです。その点について念を押すような言い方で悪いんですけども、ぜひお願いしたいということです。ですから、お供山についての、あの急斜ながけのところにはしごのような避難路をつくるのがいいか、悪いか。大きな地震が来て崩れる可能性もというふうな話がきのう出てましたけれども、そういうプラス面、マイナス面全部、地域の住民の方たちにお示しして、どのようにするかという意見を聞いていくということ、その作業を進めていただきたいと、そのように思います。これは、ほかの地域も全部同じです。湾月、有明についても、目の前に湯殿山という山がありますよね。ここへだって奔渡地域におけるお供山と同じような問題がありますよ。だから、近くの高台というので、どういうふうに考えていたらいいのか。既に湾月町の私の知人は、澤田さんのところから境内に逃げるのが一番現実的かなというふうなことも言ってました。あの湯殿山にありますよね。ですから、そういうことを含めて、現地の人で現地のことを一番よく知ってますから、そこに住んでいる人が、それを検証していただきたい。そして、いい方法をつくっていただきたいと思いますが、まず、その点はいかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今、議員がおっしゃられたとおりだと思います。やはりそれぞれの地域ごと、一番それを知っていらっしゃるの、それぞれの地域に住まわれている方だと思います。これまで避難場所を43カ所設定してまいりました。町長の答弁の中では、見直す必要がないということで、ご答弁をさせていただきましたけれども、もう一度各、特に津波が来て一番危ない地域の方々、この方々とじっくりとお話をして、また、町ができること、できないこと、これらも含めて理解をいただくようお話し合いをしていきたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 それで、避難方法に関しても、3月の議会するときにも答弁するほうでは非常に逡巡しているような部分が見えました。それは徒歩で行ったらいいか、自動車で逃げたほうがいいのか。これについても、やはり今言ったように、とにかく一刻も早く最寄りの高台に上がってくれというところから考えると、やはり自動車というのは非常に危険でないかというふうに思われるんです。それで、もう一つあるんですよ。自動車でみんな逃げますと大渋滞起こします。これはどこでもそうです、今回のあの地震を見ても。そうしますと、災害要援護者と言われる、例えば寝たきりのご老人なんかのように、自動車でないと避難できない人たちがいるんですね。この人たちを望外してしまうんです。それから、緊急車両が走らなければならないということも当然考えられますよね。

今回のときにも、湖南地区でもって、この津波で大変な中でもって何か病気になって、すぐ病院に運ばなければならないというのが出て、普通の救急車では走れなくて、トラック型の救急車で何とか、その水の中をこいで走ったというふうな話も、後から聞きました。そういうことだって出るわけですよ。そのときに、だあっと車が渋滞してたら動きとれないんですね。そういうこともあるんだということも、町民に周知してもらいたいということですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） これまで、町として避難経路、一番最初の防災マップの中では緊急避難道路、その緊急自動車の通る道路、これをお示ししていたかと思います。今、現在のハザードマップにはこれが入っておりません。それぞれ避難経路、避難路につきましては、それぞれの住民の方が最寄りの避難場所にどれだけ早く避難することができるのか、それは、それぞれのお考えの中で頭の中に入れておいていただきたいというふうに思いますけれども、この緊急自動車を通る道路、これだけは新しいハザードマップの中で、また、その津波避難計画の中で、住民の方にお示しできるようにしていきたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 今回既に東日本大震災の大被害に遭われた地域に、専門家が入っていろいろな分析をしています。その中で、やはり各地に避難経路の設定をしてあったんですが、そのとおりに自動車が走っているところは一つもないと断言する学者もいます。パニック状態になってくると、そのような避難訓練のときに動くとおりになんか人は動かないんだと。だから、避難経路を設定して、はい、あなたはAという道路を通ってください、はい、あなたは、Bという道路を通ってください、Cという道路は通らないでくださいというようなことは、行為的には無理だということもありますので、そういう今もう既に

実態調査がどんどん行われている、そういうもの十分に参考にさせていただきたい。

その上で、次に進みますが、この避難施設というところで申し上げますが、3月の議会の答弁の中で、教育委員会から各学校の様態について詳細な説明がありました。ただ、その中で、ちょっと不可解な答弁の内容がありましたので、そのこのところを確かめておこうと思いますが、厚岸小学校は子供たちが当日、半日かなんかの授業で、そのときいなかったもので、直ちに教育委員会より避難場所として開設対応指示をしたと、こういうふうに言っているんですね。そして、管理職が対応しました。それから、床潭小学校、これについても避難場所であるので、管理職が対応いたしました、こういう答弁がありました。

それで、ハザードマップを見ると、厚岸小学校及び床潭小学校は避難場所にはなっておりません。もっと正確に言いますと、高潮津波時の緊急避難場所にはなっておりません。それが、今回この避難場所として利用されたんだということが公的に、その現場の独断でやったのではなくて、少なくとも教育委員会レベルからは、きちんと指揮系統上で行われていたということが答弁されております。それで、私非常に不思議に思いまして、それから、そこでの対応についても問題なかったかということで、あのとき2回デマも出ておりましたので、教育委員会の方にも、それから災害対策本部のどなたかだったか責任者ではないんですけれども、ちょっと聞いて見たんですけども、双方の考えは全然違っていたようです。

それで、その後、この防災計画書を見ましたら、避難場所と思われる、正確に言うと言葉はちょっと違いますよね、三つあるんですね。一つが、広域避難場所、一つが、指定避難所、そして、三つ目が、今言った高潮津波時の緊急避難場所。それで、理由として、私が推測するには、広域避難場所は厚岸小学校グラウンド、床潭グラウンドが入ってます。指定避難所というには厚岸小学校と床小学校が入ってます。高潮津波時の緊急避難場所には両方入っておりません。これ指揮系統が二元化してしまっていて、その入っていないものも入れるということにしてあった、あるいはそのときに、そのような司令が教育委員会に出たものか、それとも、どこかでこの防災計画、少なくとも現在これですから、この防災計画が未消化だったのか、何かがあったんじゃないかと思うんですが、そのあたり検証してますか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 先般の3月での議会の中でも、厚岸小学校の対応について議論がされました。確かに厚岸町小学校、また床潭小学校、これらについては避難場所には設定はしておりません、津波時ですね。これまで厚岸小学校、床潭小学校については、お年寄りの方、高齢者の方々が、これまでの津波警報によって逃げてこられる方がいたということから、災害対策本部として、その開設の準備だけしていただけないかという指示を、これまでしてきたことがあります。今回も、これに基づいて厚岸小学校、床潭小学校の開設がされたということで認識をしております、今、その厚岸小学校、床潭小学校、床潭小学校については第2次の避難場所としてこちらほうから指示をして、屋外での避難者を受け入れるという体制を整えましたけれども、厚岸小学校については

厚岸中学校という、近くにある程度の高さを要した施設があるので、そちらのほうに移るようという指示をしたところであります。

これまで、以前までのそういう指示のもとに教育委員会から、そのような指示があったものということもあまして、これらそれぞれの機関での意思疎通が少なかったものとして反省をしております。この辺も徹底して改めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（米内山課長） 私のほうからは、教育委員会のほうの対応としてお答えさせていただきますが、まず、高潮津波時の緊急避難場所になっていないということの中で、今回避難場所として使われた経過につきましては、先ほど総務課長のほうから申し上げたとおりでございますが、やはりご質問者おっしゃるとおり、この避難場所というこの三つの指定があるんだということの、正直申し上げましてその認識がやはり薄かったということは否めないということが反省として、検証として出されてきております。

昨日のご質問者にもお答えしましたけれども、4月の校長会においてまず第一に、私どもから示させていただいた検証の内容の1点としまして、この避難場所の、まず三つの避難場所の確認ということから実は始まっております。今現在は、やはりこの三つの別表の11、12、13というもので示されている避難所のまず確認の中で、今現在の避難計画を立てていこうということでは、確認してございますけれども、やはり今後、町の避難計画の見直し等々ございますので、その中では、またこの辺のところも変わってくる、それからご意見があれば、学校からの意見も吸い上げでいきたいというふうに、今現在は考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 新しい計画をつくる、見直すのも結構だけれども、まず、現在ある計画が動いていなければ意味ないんですよ。どんな新しいものをつくっても、それが理解されなければ意味がないんです。これは問題点として指摘しておきます。

それから、次に移りますが、避難施設なんです、今回避難施設には全く問題がなかったというような答弁でした。ただ、今回問題が顕在化しなかったから問題がないんだということにはならないと思う。それで、この町長の答弁の中でも、もしこれよりも大きな津波が来たときにはというふうな話がありますからね、それで言いますが。とにかく逃げてくれと。そこでは一晩は何とか過ごせるからというものをつくっていこうという検討は、今やっているという話なので、それは進めていただきたいんです。水、食糧、トイレ、防寒、これがきちんとしてれば、まず一晩は過ごせるわけですね。

それで、お聞きするんですが、いろいろな施設が避難施設としてありますよね。私も私の家の裏山の山の手自治会の会館が指定されておりますので、そっちへ行きました。暖房をどんどんつけてくれて大変暖かく、そして電気も全部ついていて過ごしました。

しかし、あれ停電になったら、暖房動かないんですよ。それからもちろん電気もない。テレビはつけていてみんなテレビを食い入るようにして見てましたが、停電になったら、そこにはラジオがないんですよ。停電に対応する施設と、停電のときに最低限のものがあるというようなものがなかったですね。これはそこだけでなくて、あっちこっちの施設がほとんどそうじゃないかと思います。

昨日出ていたデータ見ますというと、この避難所となっているところで、発電設備を持っているのは松葉地区集会所一つだけですよね。これはやっぱり大きな問題でないかと思うんです。まず、その点はどういうふうに考えてますか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） お答えいたします。

確かに今現在避難場所として指定している地区にある施設の中で、松葉地区集会所のみが発電装置を持っているということです。これはこの後、今早急に行くべき、その整備をすべき施設の中で検討をしていくこととなりますけれども、今議員からあつたご意見、十分に酌みとめて、その中に生かしていきたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 どういうのか、私は地震学者じゃないから理論的にはわからないんですが、大きな地震は冬に来るんですよ。7月、8月に大きな地震が来たという話は聞いたことないんですよ。少なくとも私の記憶には全くないんですよ。だから、この地震でもって、そら逃げろと、一晩何とかというときは、まず真冬の寒いときだということを前提にしなければならないですね。それで、発電機を整備する、その話も大いに結構だが、その前に、まず、電気がなくても暖をとれる暖房、あるいは電気がなくても最低限の明かりをとれる照明装置、そういうようなものだけでも、そういう避難されるところには配備していただきたいと、そのように思います。

その上で、また次の話をしますが、それで、避難所に限らずここにそういういろいろな場所に非常用発電、非常用電源、これ発電機でしょう、要するに。それが設置されていると。みんな見るといって、燃料燃やすんですよ。ほとんどが軽油で、町立病院だけがA重油なってますが、これ当日、きちんと作動しましたか。その検査はしてますか。例えば、これ燃料ですから、もし燃料がきちんと整備されてなければ、この時間動かないんですよ。そういう面の問題は全くなかったと、これ全部、それぞれきちんとされていたという点について確認しておきます。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） その電源装置の備えつけてある施設、職員がその時点でいたところについては、庁舎も含めて確認をしているところでありましてけれども、今言われた松葉地区集会所については、行って、そこまでの配置された職員、また、こちらのほう

での認識不足もありましたので、その辺の確認は行っておりません。今回の、その今行っています検証の中で改めてわかったことでありまして、その点については反省をしているところでございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 わかったって、何がわかったんですか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 職員のその点検等を含めて、あと定期点検もそれぞれ行っておりますので、その中では問題はなかったということであります。

以上です。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（稲垣課長） 私のほうからは、松葉町地区集会所を管理している課でございますけれども、松葉町地区集会所に自家発電装置がついております。この自家発電装置につきましては、停電時に自動的に切りかわる形になっておりますので、3月11日当時は松葉地区は停電になりませんでしたので、この自家発電装置については作動されてないという話を聞いております。

それと発電装置の燃料なんですけれども、外に軽油490リットルのタンクが一つございます。1時間当たり約6リットルの軽油が消化されるということで、満タンに入っておりますので、約80時間はもつ形になっております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 わかりました。

何というんですか、緊急時の対応に関しては、言うならば、槍や刀みたいなもので、長押しに飾っておいて、いざというときにやったら、じやりじやりに錆びていたというんでは使い物になりません。絶えずやはり磨いておく体制が必要だと思いますので、その点はよろしくお願ひしたい。

それで、次に行きますが、情報の収集・管理・伝達というところから二つほどお聞きしますが、今回の東日本大震災で本当に想定外の津波が来て、役場までたたかれてしまうというところが、あちこちに出ましたよね。そういうときに、自前の無線装置も壊れてしまったというようなこともありますよね。そのときに役に立ったのは衛星携帯だと。これが唯一の頼みの綱だったという話も聞いているんですが、厚岸町は衛星携帯何台ぐらい持ってますか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 衛星携帯はございません。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 この前、ネットでそれ見てたんですけれども、そうしたら、ある町では衛星携帯が幹部職員の間で話になったら、いつ来るかわかんものに、そんな金は出せないということなもって、買ってなかったと、いや、失敗したというようなことを書き込んでいた人がいました。こういうものについては、やはり十分そういう事例を参考にして、きちんと整備していただきたいと。もう最終的な頼みの綱というようなものは持ってなければならぬと思います。よろしくお願ひしたい。

それから、情報の伝達確認ということにもなるんですが、今回、何人かの方からこんな話聞いてます。それぞれ思いのところに逃げたわけですね。そうすると、自分が面倒見てる人が、自宅に真っ直ぐ駆けつけて、そして、避難させようと思ったら、もういないと。だから、もう逃げたんだろうと思ったんだが、どこに行ったかわからない。それで、ずっと探したんです。味覚ターミナルは物すごい人がいたので、それを一部屋一部屋全部見て歩いて、結局味覚ターミナルで見つけたらしいんですけどね。せめて入り口に名簿が置いてあれば、そして、何時に入って、何時に出て行ったというようなことがわかれば、物すごくありがたいんだという安否確認のための手段ですよ。

それから、私のところには、そこにいた人、だれも知らない人が1人いたんです。また何か全然ほかの人と話もしないので、だれも話しかけられなかったんですが、だれかのその中で聞いたのか、何か知らん、わかったら、国道を走ってきた人が、もう先は通行どめになりますから、厚岸の人ではない人が、たまたまそっちへ誘導されて入って避難してたんです。こういう人なんかも中にはあるわけですから、避難される方の避難者の把握といいいますか、こういうものが非常に大きな問題だと思いますので、これらについてもご検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長、

●町長（若狭町長） 私からは、情報伝達につきまして、この際、答弁をさせていただきます。

先ほど、お話ありました衛星電話の件でございます。今回の大震災におきましても、携帯電話が通じなかったと、情報が流れなかったと、また、安否の確認もできなかった等々、いろいろな障害が生じておるわけでありまして。そういう中で、衛星電話の役割が役に立ったという箇所もあるわけでありまして。私といたしましては、その事実を踏まえて、直ちに、当役場におきましても、衛星電話を用意いたしたいと考えております。何台必要なのか、今後の課題として考えておりますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

その他の問題については、担当から答弁をさせます。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 議員おっしゃられるとおり、役場のほうにも親戚の方から電話があって、今、だれだれが、どこに逃げているのか確認をしていただけますかというお話をいただきました。そのような整備がこれまでの中でされていなかったということもあって、今回これは改めて気づいたことですが、それに対して答えることができなかったと。きのうの答弁の中でもありましたとおり、その避難所の運営マニュアルというものを八戸市の例ですけれども、しているところがございます。これにならった形で、その中には避難所において、どのような手続を行えばいいのかということも詳しく載っております。その中には、避難者の名簿というものをつくりなさいというふうな記載もされております。これにならって厚岸町でも作成をしたいというふうに考えておりますけれども、ただ作成するだけでは、これも絵にかいた餅になってしまいますので、どのようにこれが活かしていけるのかということも含めて、検討していきたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 それから、真冬に停電をするということは、住民の命にかかわるわけですよ、現在。特にオール電化の家なんかでは、これは大変なことになるわけですね。今回、町の一部が停電しました。その復旧には随分時間がかかりました。これ町に流れている話なんです、北電は民間企業の傘の中に隠れて、社員を危険な目に遭わせるわけにはいかんから、大津波警報が出ている間は下におりられないと、高いところからおりられないと言って、逡巡したと。それで、町長が非常に強い調子でもって、これに要請を出して、それで復旧をしてもらったという話が町に流れてます。恐らくそれに近い事実があったんだろうと思います。

それで、やはりあえて原発の話を出す気もありませんけれども、大企業というのは得てして地域住民のことを余り問題にしてくれないというところは、これはあるんでしょう、きっと。それで、そういう中で、この停電の復旧、これについて場合によったらこの町に在住して、そして、例えば北電の囑託であり、町の囑託であるようなことができるかどうかわかりませんが、そして、この復旧作業を北電の指示に従って動いてくれるような人をつくるか、それ一つの案に過ぎませんが、何らかの形で、そのようなときに早く復旧する、そういう体制を北電と協議していただきたい。これは今、こうせい、ああせいではなくて、ぜひそのことを検討課題に入れていただきたいと、これは強く要請するわけですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

このたびの震災における厚岸町内における一部停電、港町でございます。先ほど来からお話ありますとおり、ライフライン極めて重要な課題であります。しかも津波が到来

したときには夜間であります。そういう意味では不安をあおるということは、当然のことでもあります。そういう中で、直ちに停電に対する復旧を北電に要請をいたしたところでもあります。

しかし、お話がありましたとおり、北電といたしましては、避難勧告が出ているところについては、行けないと、社員の命が大事だと。それは会社の公人でありますから、当然そうであると思っております。厚岸町においても北電の下請けといいたしでしょうか、そういう事業所はあるんです。しかしながら、故障した場所を発見をするというのが、釧路の支店であるそうでもあります。修理はできるわけですが、その箇所が発見をするところ、釧路から派遣をしなければならないという事態に相なったわけでありませぬ。そういう中で、話し合いの結果、安全を確保していただきたいというお話でありました。私といたしましては、自衛隊に直ちにお願いをし、自衛隊員が3名厚岸町においでになり、その安全確保の中で、また、前総務課長、佐藤課長がつきっきりで、その停電の復旧に対しまして対応をいたしたわけでもあります。それが事例であります。

そういったことを考えますならば、やはりライフラインの必要性というものは、これは当然であります。そういう面については、今後の課題として、北電等とも話してまいりたいと、そのように考えております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 それで、先ほどから何回か口にいたしました、とにかく高台へ避難してくれと、生きててくれと、そうすれば何とかできるからということ、やはり町民にきちんと伝えていくということは非常に大事だと思います。抽象的に言うと防災意識の高揚ということになるんでしょうけれども、それで、津波シミュレーションのDVDなんていうものも厚岸町に来ましたよね。あれ1回か2回、どこかでもって公開したことはあるようだけれども、常時ああいうものは、例えば役場だとか、「あみか」だとか、情報館だとかいろいろなところで、ぼんとスイッチ押せばいつでも見れるようにすべきじゃないかと、利用すべきじゃないかと思えますよ。

それから、今回の津波の撮影したDVDが民間の中にも、それから水鳥観察館だとか、そういうところにもあるらしいけれども、そういうようなものも利用する。そして、津波って現実に来るとこんななんだというようなものが、絶えずみんなの頭の中にしみ込むようにする、そういうことも非常に大事だと思います。

それから、こういう危機管理のときに一番大事なことは、町民はリップサービスを望んでいるわけじゃなくて、行政は何ができるのかと、町は何ができるのかと、どこまでこういうことをしてもらえるのかということ、これを明確に教えてほしいわけです。ですから、行政で、町としてはここまではできますよ、しかし、こういうことはできませんと。あるいは町民はこういうことをやってください、それがいわゆる一時避難のときはどうなのか、そして、次の日になったらどうなのかというようなことをきちんと分けながら、話をする必要があるんでないかと。

今回もある避難所では、乾パンが届くのが遅かったというような形の町民からの不満が出ているけれども、あれが10メートルの大津波が来ている中、職員が水の中をこいで

持っていくなんていうことは不可能なんです。この程度だからといたら、床上浸水ま
でした人には大変申しわけないんだけど、まさにそういう三陸なんかから比べると、
この程度だったから、できたんですよ。ということもきちんと町民に理解していただ
くことが大事だと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。

ご承知のとおり、当厚岸地域においても、数多くの過去の地震があったわけでありま
す。しかしながら、このたびの未曾有の大震災は初めてであります。そういう意味にお
いて防災対策は今回のいろいろな教訓を生かし、厚岸町を安全安心なまちづくりにしな
ければならないと、その決意を持っておるわけであります。そういう意味で、ただいま
ご指摘ありましたいろいろな課題、災害時の要援護者の関係、また車の関係、またはラ
イフラインの関係、さらにはまた、車の渋滞等の問題、そしてまた、今のご指摘にもあ
りましたいろいろな課題があります。これらを点検しながら、安全な厚岸町をつくって
まいりたい、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（音喜多議員） いいですか。

●室崎議員 はい。

●議長（音喜多議員） 以上で、12番、室崎議員の一般質問を終わります。

次に、2番、大野議員の一般質問を行います。

2番、大野議員。

●大野議員 今定例会において、さきに通告しております2点のについてご質問をしたい
と思います。

まず、1番目として、水道料金の見直しについてであります。

1として、平成23年1月に町長から諮問を受けて、厚岸町水道事業経営審議会が発足
し、これまでに計5回開催されたとのこと。その結果、水道料金の見直しと経営改
善方策について答申がなされました。この答申を受けて、町はどのように考えているの
か、次の点をお聞きしたいと思います。

アとして、30年以上にわたり、料金を据え置いてきた理由について、どう考えるか。
イとして、平均で20%の値上げ、農業用に至っては50%もの値上げになっていると聞く
が、酪農経営に大きな影響となるが、どう考えているか。また、産業振興の観点から、
町独自の施策を講じるべきと思うが、いかがか。ウとして、町民の意見を聞くとしてい
るがどのような形で行われているのか。

2番目に、環境保全対策についてであります。

厚岸町酪農・畜産環境保全対策協議会というのが鉏路太田農業協同組合を中心に設立
いたしましたが、厚岸町もこの構成団体であります。町として何らかの補助を出せない

のか、お伺いをしたいと思ひまして、1回目の質問をさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 2番、大野議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の水道料金の見直しについて、私が諮問しました厚岸町水道事業経営審議会からの答申について、町はどのように考えるかのご質問であります。この答申については、1月の諮問以降、5回にわたり水道事業の現状と課題、今後の施設整備計画や経営の見直し、水道料金の仕組みや算定基準などを踏まえた適正な料金のあり方などについて、慎重に審議いただき、水道料金の見直しについては、今後の水需要の動向や施設整備の必要性、経営の見直しなどから、料金改定はやむを得ないとした上で、料金体系の見直しや改定期間など7項目の提言をいただいたほか、借入金を減らし、企業債残高の抑制に努めることなどの経営改善方策について4項目の提言をいただきました。貴重な意見として、十分尊重させていただき、経営健全化に生かしてまいりたいと考えております。

次に、30年以上にわたり料金を据え置いた理由について、どう考えるかのご質問であります。現行料金に改定した昭和55年の引き上げ率は、全体平均で5%の大変大幅なものであります。また、それ以前には、51年に83%、47年には33%と二度にわたり大幅な引き上げを行っており、水需要の増加対応した水道の普及拡大期において、町民の皆さんには非常に大きな負担をしていただいていたと聞いております。

私は、水道料金は日常生活に直結したものであり、できるだけ安く、長期にわたり安定的に維持したいと考えております。このことは、答申の中でもそのように示されておりますし、55年以降は、なるべく町民の皆さんにご負担をかけないよう、経費の削減等に努め、料金改定を行わないできたと理解しております。私が町長に就任してからも、業務の外部委託や人件費の削減などにより経営の合理化を進めてきましたが、収入の落ち込みも大きく、今年度を含めて赤字経営が続いております。

答申では、30年以上にわたり料金を据え置いたことへのご指摘もあり、今後はおおむね5年ごとに見直すことが望ましいとのご意見を真摯に受けとめ、安心、安全な水の安定供給という要請にしっかりとこたえられるよう、経営に当たってまいりたいと考えております。

次に、平均で20%の値上げ、農業用に至っては50%の値上げとなっているが、酪農経営に大きな影響となるが、どう考えるか、また、産業振興の観点から、町独自の施策を講じるべきと思うが、いかがかのご質問であります。今回の答申は、赤字が続いている経営状況や大規模な施設更新を控えている現状から、料金算定基準に基づき、平成24年度から28年度までの5年間で算定期間として設け、その期間に見合う適正な原価に基づいて、全体の料金水準を平均で20%程度引き上げることとし、業種によって3倍近くの開きがある現行料金体系を抜本的に見直し、使用水量に関係なく必要な原価を賦課する基本料金、使用水量に応じて賦課する水量料金の2部制にするとともに、各使用者群の区分を用途別から口径別に改める内容であります。

これは、水道施設が最大需要量に備えてつくられ、しかも、使用者が一度に利用できる

る水量は、使用している水道管の口径の大きさによって左右されることから、口径の大きさを料金に反映させる口径別料金を採用し、公平でわかりやすい料金体系とする提言であります。

しかし、用途区分を一度にすべて口径別に変えると用途によって改定率が大きく異なり、浴場用や農業用では大幅な負担増となるため、口径別を基本としながら、一部用途区分も残して、工業用と農業用の格差は段階的に縮めるなどの激変緩和措置が必要として、農業用は3年間で50%程度の引き上げとするものであり、酪農経営にも配慮されていると受けとめております。

次に、町民の意見を聞くとしているが、どのような形で行われるのかとのご質問であります。答申を踏まえて、今後、料金改定に向けた作業を進めてまいります。さらに町民の皆さんからの意見もいただいて、改定案をまとめ、次の町議会定例会に提案したいと考えております。広報誌やホームページで答申内容をお知らせするとともに、チラシや防災無線、告知情報端末なども利用し、料金改定等について広く意見募集を行う予定であります。

次に、2点目の環境保全対策について、厚岸町酪農・畜産環境保全対策協議会が釧路太田農業協働組合を中心に設立しましたが、厚岸町も構成団体であり、町として何らかの補助を出せないかとのご質問であります。厚岸町酪農・畜産環境保全対策協議会の設立については、厚岸町における酪農並びに畜産経営を安定的に継続する際、家畜ふん尿等の処理による地域河川や厚岸湖の水質保全対策を講ずるとともに、有機質資源の有効な利用促進を図ることが不可欠であり、その処理技術や事業化に向けた具体的な取り組み活動や試験課題の検討を行い、また、町内における農業環境保全対策への関心を高め、一人ひとりが地域環境保全活動に参加することを目的に、釧路太田農業協働組合の通常総会で承認されました。

厚岸町には、平成23年5月11日付で釧路太田農業協働組合から、正式文書により、構成団体、さらに構成会員として、産業振興課長、環境政策課長、水道課長を会員に委嘱したいとの要請を受け、この協議会の設立趣旨に賛同し、5月19日の設立総会に各課長が出席をしております。

協議会の設立に当たっては、事前に構成団体として参画要請はありましたが、町からの補助金等についての協議は受けておりません。

また、協議会の平成23年度事業予算では、釧路太田農業協働組合からの運営費300万円と、釧路太田集落からの助成金300万円を合わせた600万円が財源となっております。

なお、町も構成団体として、何らかの補助を出せないかとのことではありますが、釧路太田集落からの助成金300万円については、中山間地域等直接支払制度による直接交付金が原資となっており、間接的ではありますが、厚岸町からの負担の一部も含まれ、本年度の予算の貴重な財源に充てられていると認識しております。

これから協議会としての活動が本格的に推進されていくこととなりますが、今後において、大きな財源を必要とする具体的な事業が計画され、協議会や釧路太田農業協働組合からの支援要請があった場合には、内容等を勘案した上、検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 まず、水道料金の見直しのことなんでございますけれども、今、町長から答弁をいただきましたけれども、30年間据え置いてきた。一町民としては大変ありがたいことなんですよね。僕もそうは思っているんですけども、やはりこの引き上げ、改定せざるを得ないときには、どうしても上げ幅が先ほども言っておられましたけれども、55年とかの引き上げは54%、51年には83%、以前は相当安かったんだと推測するんですけども、そんなふうに多分大幅な引き上げになってしまう。今回も町全体で20%、農業用に至っては50%を引き上げるといふ、この答申内容で町もその意見を尊重するような言い方をしておりますけれども、やはり一町民としては上げ幅、経営改善をしなければならないのはごもっともです。もちろん単独水道企業会計ですから、基本的には水道事業はその供給量と売り上げで賄うというのは原則だとは思いますが、やはり施設投資には多額のお金を生じるわけですね。

まして、今後、配水池ですとかの多分整備が更新になってくると思うんですよね、古くなってきているので。そういったときに何億円もの投資が必要と。それを、だからといって町民の使用料から全部賄えるかといったら、僕は決してそうはいかないと思うんですよね。まして厚岸町、今後人口の減少がどうなるかちょっとわかりませんが、まず減少していきたくらうといふときに、使用者も減ってくる、使用料も減ってくる、そういった場合、どんどん値上げをしていかざるを得なくなると思うんですけども、そういったことを勘案しながらも、この長期的に安定していきたい、または5年間をめぐりにこの改定をしていきたいと、どんどん値上げ幅、多分上げていかざるを得なくなってくると思うんですよね。それで長期的な見方ができるのかどうか、まずその点についてお伺いをしたいと思います。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 水道料金の見直しについてお答えをいたします。

質問者おっしゃるとおり、水道事業は地方公営企業として独立採算の事業でございます。必要な経費は水道料金で賄うというのが基本となっております。審議会におきましても、質問者おっしゃるとおり、今後の見通しの中で、収入はふえるということは全く見込めないのが事実でございます。人口が増えない、総合計画でも10年後の人口見通しが出ておきまして、水道事業においても同様な見通しでございます。そういった中で、今後もすべて料金だけで賄っていくつもりなのか、また、賄っていけると考えるのかということも、議論になってございます。

そういった中で答申では、改善方策の一つとして、大型の設備投資に対しては、町の一般会計からの繰り入れも考えるべきだということが、答申の中でも触れられてございます。長期的な視点というお話もございましたが、今回の場合は、またこれ10年、20年を踏まえた料金を算定しますと、おっしゃるとおりの大幅な値上げとなることは当然でございます。それで、実は、水道料金算定要領という基準がございまして、これも参考

にいたしました。概ね3年から5年程度で見直していくべきだと、この算定要領の中でも触れられておりました。審議会におきましても、これを参考にして、今回は24年から28年と、この5年間の料金の算定期間として考えていこうと。こういった中で、全体で少なくとも20%程度の引き上げは必要だろうと。ご心配になっております農業用については50%という、この設定は3年間でございます、いきなり50%ということではなくて。1年目概ね16%程度ずつという、1年、1年という。それで3年間で50%が妥当ではないかということがございます。ですから、大型の設備投資も含めて、今後もこの5年を過ぎた、これからも将来に当たっても移動施設を維持して、安全安心な水を提供するためには、施設の更新というのはもう必ずつきものでございます。そういった中で、料金ですべてやるのか、税金を使うのか、この議論はさらに5年ごとに、またそのことも含めて議論していかなければならない課題だと考えております。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 水道課長、今、答弁していただきましたけれども、中身はわかるんです。言うことはわかるんですけれども、これ本当に今後営々と多分議論していかなければならない課題だとは思っているんです。ただ、やはりそういった場合にも、町民の負担をどうやって少なくしていくか、これも一つの本当に我々議員にとってもすごい重たい問題です。非常に住民の本当に水なくしては生活できませんから、何がなんでも供給しなければならぬし、そういった面ではやはり本当に命の次に大事な水でございますから、そういう議会でもどんどん議論していくべきだとは思いますが、農業用水の50%、確かに3年間で50%になるよと、わかります。もう農業用水の施設、先ほど税金を投入するか、利用料から取るかと言っていましたけれども、多分営農用水の埋設、管とか施設は多分国の農業予算を使って、まず多分50%とかの補助金を使って、ちょっと年数忘れましてけれども、そういう感じで、多分あと道とかの補助を受けながら埋設したと思うんですけれども、これ何年ごろなんですか。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前11時20分休憩

午前11時21分再開

●議長（音喜多議員） 再開します。

水道課長。

●水道課長（常谷課長） お答えいたします。

スタートと正確な、何年から何年までというのはちょっと、申しわけございませんが、太田、現在の施設は52年に完成、それから片無去が53年、いずれも昭和の50年代で整備をしたものでございます。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 それだって52年、53年ですよ。それから約30何年たってます。こういったのも、これ多分僕らのところにも引いてもらいましたけれども、一部引いてない農家もごぞいます。そういった中で、一緒にこの料金を町の一般家庭と確かに格差はありません。今のところ多分営農用水1立方メートル当たり、昔は90円だったと僕記憶しているんですけれども、今、現行で115円、これだって多分5年か6年前に改定したばかりなような気がするんですけれども、ちょっと調べてなくて申しわけないんですけれども、上げたばかりだと認識をしているんです。

それで、なおかつそこから50%、多分170円とか180円になると思うんですけれども、一般的な農家で鉏路太田管内だと、やはり1カ月に500立方メートル、ちょっと言いづらいんですけれども、1立方メートルが1トンですから、何トンという言い方をさせていただきますけれども、500トンから550トンぐらい使用しているのが多分普通だと思うんです。それで、今、1トン当たり115円の計算すると、約60万円とか、60何万円、年間ですとかかっていると思うんです。それが単純に1.5倍になる、3年後には。そしたら約100万円ですよ。現1,000トンの使用料を超えている農家もごぞいます。したら年間120万円、それが多分200万円近くになる。これじゃ、やはり何で今まで農業確かに安かったから、いいべという問題だけじゃ済まないような気がするんですよ。中には、やっぱり1年間に200万円も水道代かけるんなら、自分たちで水利を何とかするかとかいう声もあるんです。我々、今月乳価決まりますけれども、1円、2円で乳代争ってますよね。多分これ1.5倍になるったら、乳価に換算すると多分50銭とか何十銭の世界の経費のアップ。だから、1円たとえ乳価上がったとしても50銭、水道代が高くなったら所得が50銭しかない、アップしないという計算になると思うんですよ。だから酪農経営に大きな打撃を与えるというふうに思うんですけれども、水道課長その辺はどうお考えでしょうか。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 確におっしゃるとおり、長年据え置いてきた中でのアップということになりますので、そういった受けとめ方されるのも当然のことと思います。この農業経営に対する影響と、これについても今後、さらにこの答申を踏まえて調査する必要があると考えておりますが、お話にありました平成16年に現在の料金に農業関係も一緒にさせていただいております。ただ、このときも、それまでいわゆる市街地の上水道と簡易水道や農業用水道がかなりの開きがあるということで、同じ町の中、厚岸町という意味ですけれども、同じ町民で格差があるというのを是正したいということで、平成16年に現在の上水道の料金と同一の体系とさせていただいているという経緯がございます。

それから、また今回という思いもあろうかと思いますが、ちなみに、この平成16年当時もやはり経営に対する影響ということ調べております。その当時、今おっしゃったようないろいろな形態の飼育頭数ですね、100頭、それから200頭、250、60頭程度とい

う、そういった形態を抽出して、改定する前と改定後、この農業経営に占める水道料金というのは、どのくらい経費の割合があるんだということで、改定前、大体1.1%、ちょっと下がって0.6%、平均では大体0.8%だと。改定すると、これが大体0.2ポイント程度上がるということでした。

このときの上げ幅は、大体22%の上げ幅、全体平均ですが。今回同じこのサンプルを利用しますと、現在のその水道料金の体系でいきますと、大体経営費に占める割合が、平均で1%程度。それが1年目には大体0.1ポイントアップ、2年目には大体1ポイントアップと、3年目、平均では0.3ポイントということで、ちなみにこのとき、光熱水費で大体農業経営品の占める割合が5.7%ということで、そのうちの1%が大体水道料金だろうということからして、経営に対するその影響度というのは他の業種と比べてどうなのかということも、やはり検証しなければならないと思って思います。実際お支払いいただく身になれば、かなりの出費ということになります、やはり他のバランスということも我々は考えなければいけないというふうに思っております。そういった面も含めて審議会でも議論をいただいた結果でございます。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 今、平成16年改定当時のいろいろな状況をお聞かせいただいたんですけれども、一生懸命に課長、他とのバランスとおっしゃいますけれども。皆さんご承知のとおり酪農経営は、殆どが多分家畜が飲んでる飲料ですよ。直接お金にならないという我々、それから牛に水を飲ませてえさを食べさせて、そこから牛乳を搾って、それを販売して我々の収入になっている。いわば直接水を使って儲けてるといいますか、生活しているわけではないですよ。他の工業用とか仕組みはちょっと違うだろうけれども、やはり一定程度は水道料金もしかアップした分、その価格に転嫁する面もある場面ではあるかもしれない。なかなか今の社会情勢の中は難しいですけれども、我々はそういった価格に転嫁はすることはできない、乳価は決められますので。だから、アップ分はすべてコストにはね返ってしまうという部分がありますよね。経営費のパーセントが1.1%ぐらいだと言ってます。多分今も変わってないと思います。水道料は多分1%前後だと思います、大体。1億円の収入に対して100万円ぐらい、120万円とか、130万円かかると思いますけれども、多分1.何パーセントの世界だとは思いますが、この0.3ポイントがかなりウェイトを占めてくるんですよ、5年間で3ポイント上がるよって。

そういった中では、やはりこれから町民の意見を聞いて、だけど9月議会にて上程ですよ、基本的には、残り3カ月しかないですよ。これで多くの町民から意見を果たして、このネットやIP電話等々を使って収集できるのかなというのは疑問ですけれども、値上げの部門ですから、反対ある人は、ばんばん言うてるのかなという気もしないでもないですけれども、なかなかこの町民の意見を聞くというのは難しいので、やっぱり自治会ごとに意見を集約したりしたらどうかなというのは、僕の個人的な考えなんですけれども、町ではそういう考えは一切ないんでしょうか。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） まず、意見の収集方法として自治会というご提案がございましたが、私どもとしては、自治会単位となると、またそれを集約してということに時間がかかるのかなと、今は思います。私どもも検針員を利用して、とにかく意見募集の部分は全戸にお知らせする、用紙をお配りしたいと考えてございます。ですから、個々人単位でご意見をお寄せいただくほうが早いのかなというふうに感じております。

それから、業種間での私はバランスというお話をしましたが、現状、先ほど申し上げました産業で、工業用と農業用で現在3倍近い格差があるということで、これまでの料金体系そのものが、やはり一般用ですとかを低く抑えるために、いわゆる工業用とか営業用の商工業者の皆さんに多く負担をしていただいた。30年以上前からのこういう形態、当時はそれなりの経緯があったものと理解してございます。水需要がどんどん増えていて、施設を拡大していかなければならない。水産加工も盛んになって水の使用量がどんどん増えていったと。そのために施設も拡大するということ踏まえて、水産加工等工業の方々に大きな負担をお願いしてきたという経緯もあるでしょう。ただ、今日、水産業を取り巻く情勢、大変厳しいものもございます。このまま高負担でお願いするというのはいかなのかということも、審議会での議論でございます。ですから、業種によって格差はもう必要ないだろうということで、一番わかりやすい水道の口径、この口径によって設備投資も変わってきますし、使う水の量も変わってくるということで、口径別がいいだろうというふうな提言になったものでございますので、ご理解をいただきたいなと感じております。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 公平云々というのは、確かに格差あるのはわかるんです。だけど、やっぱり農業用と別じゃないかなと僕は思うんですよね。まして、今、基本料金と使用料金2本立てでいくよと、まして、今は水道管の太さによって口径別で料金を変えていくと。僕は、これで公平になるとは到底思わないんですよね。あくまでも使用量じゃないんですか。20ミリの管と40ミリの管、確かに1回に来る水量違いますけれども、使って幾らの世界だと思えるんですけれども、たとえ基本料、それ口径別の基本料にしますと、管がただ太いからって使わなくても、それだけ高く多分設定されると思うんで、高いということですよ。これで公平というのは僕はならないというような気がするんですけれども、課長、そう思いませんか。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 投げかけをいただきました。参考にした水道料金の算定要領、これ厚生労働省の要請で、日本水道協会という団体がつくった一応地方公営企業の水道料金を算定するときは、参考にしてくださいというもので、多くの自治体もこれを参考にしております。基本料金と水道料金、この考え方ですが、使った分幾らお支払いするよと、その考えも一つありますが、使わなくても我々は使っていただくための準備を絶

えずしております。全然使わないとしても、その経費をかけて、いつでも需要にこたえられるように準備しているという、基本料金は言いかえますと準備料金という考え方に基づいて、その一番わかりやすいのは口径別だということでございます。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 口径別と言いましても、多分本管は町が埋設してくれますよね。そこから引張る支管といいますか、自分の家に取り込む管の多分太さで、その途中にメーターをつけて、メーターから超えてる分ですよ、自分の家に引き込むまでの管ですよ。それは多分自己負担で全部工事やっているんじゃないんですか。それで、確かに本管、わかりますよ、基本料金の意図はわかるんですけども、だからといって、太く埋設した人から多く取るというのは、町民一律じゃないんですか、その条件というのは、多分。そう思うんですけども、いかがですか。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） メーター以降の部分については、それぞれのご負担でももちろん整備されておりますが、その需要にあわせた口径の太さによってメーターの金額もかなり大きな開きがございますし、本管からそのメーターまでの管も当然太いものを用意しなければならないということで、そこには、一律の設定でいいというふうには私どもは考えてございません。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 言わんとしていることはわかるんですけども、こんなことを言っている、いつまでたっても多分平行線のままなので、あれですけども、やはり数多くの町民の意見を取り入れて、ぜひ水道料金適正に考えていただきたいと思います。

それと、ちょっとあれなんですけれども、今、営農用水、多分みんなから苦情来てませんか、とる水圧低いとか、水量足りないとか。セタニウシのほうから新しい施設から引張っているのは、まだ完全に完了していませんから、あれなんですけれども、そういったことを苦情とか、何かしてくれとかって来てますか、お伺いしたいんですけども。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 以前は、ご心配、ご不満をおかけしてた部分もございますが、ここ去年も本年度も苦情等はいただいておりません。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 わかりました。

いずれにしても、公平ってなかなか難しいんだろうなとは思いますが、我々農業者にとっても負担増にならないように、やはりコストもちゃんと考えた中で、町としてはこう産業振興に力を入れているんだぞという、町長の強いその意志を反映させていていただきたいなと思います。そういった意味で、町長からどうか一言あればなと思います。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 答弁をさせていただきます。

今回の答申につきましては、1回目の答弁でお話をいたしました内容等でございます。私といたしましては、今日の料金収入による独立採算性が原則とする水道事業、大変な状況にあることは先ほど来から担当課長から答弁されたことであります。

一方、酪農経営、これまた大変な状況、そのとおりであります。そういう中で、どのような料金体制を設定すべきか、今後、町民の意見等も聞きながら、最終的に決定をし、議会にお諮りをいたすわけではありますが、やはり公正、妥当な適正な料金ということであろうかと思っております。今のご意見も十分に踏まえ、また、町民等の意見も聞きながら、最終的な決断をさせていただきたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 どうかよろしくお願ひしたいなと思います。

続いて、この環境保全対策についてでありますけれども、5月にこの厚岸町酪農畜産環境保全対策協議会というのが設立総会に、産業振興課長、環境政策課長、水道課長が出席のもと、総会が開かれたと聞いておりますけれども、今年度の計画を見ますと、予算額600万円で、直接支払制度で成り立ってます太田地域集落から300万円ということで、僕の質問は町から何らかの補助が出せないのかという質問をさせていただいたんですけれども、回答は中山間で間接的に町が出しているお金だから、これで勘弁してくれというような中身なんですけれども、今年度の事業内容がもちろん家畜ふん尿の適正処理、多分それが川に流れ出てて、水道課長もよくいろいろご奮闘されているみたいなんですけれども、そういったのをやっぱり自分らでも何とかしようと、町から指摘を受ける前に、自分たちで多分何とかしようという動きの第一歩だと思うんですね。

水道の河川はホマカイ川を重点なんですけれども、上流には標茶町の酪農家も点在しております。そういった中で、標茶町の名前は多分なかったような気がするんですけれども、これは独自厚岸町が、とりあえず頑張れやというような動きだと思うんですけれども、そういった面でもやっぱりふだんでも標茶町の酪農家とかに対して、大雨降って、ふん尿が流れ込んだりしてきたりする可能性ありますよね、そういったときに協力要請といいますか、そういったのを随時やっているのかどうか、ちょっとお伺いをしたいんですけれども。

●議長（音喜多議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） ただいまのご質問でありますけれども、議員ご指摘のとおり、厚岸町と標茶町の関係につきましては、別寒辺牛川・ホマカイ川流域環境保全協議会という組織がございます。この組織で、毎年水質調査等を行っておりますし、何か異変、そういったものがあれば、随時両町で協議をしているというふうになってございます。現実にそのような形で協議を行っております。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 ホマカイ川流域の酪農家さんたちは、日々、ぴりぴりしながら毎日の農作業、ふん尿処理をしていると思うんですけれども、やはりこれは先ほど水道料金の話ありましたけれども、水の供給といいますか、引き込み河川ですので、町民に過大な影響を与えるので、環境を守らなければならないという、そういった面で多分今年は家畜ふん尿の、これ発酵資材かなんかの補助をするのか導入をするのか、ちょっと僕、中身わからないんですけれども、そういったことを多分やるんだなって思うんですけれども、今年度は、これ総会立ち上げたばかりで、事業内容これから年々多分強化されていくと思うので、今後において、今年は間に合いませんけれどもね、やっぱり農協等々から多分要請があった場合、町としても何らかの補助といいますか、協力体制をしっかりと、農協とか振興会ばかりでなく地域一丸となって守っていかなければならないと考えるんですけれども、そういった面で多分協力体制はすると思うんですけれども、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） お答えいたします。

この協議会、設立されたばかりでございます。設立総会をやりまして、今、その後、まだ協議を、その後幹事会、もしくは専門部会等を持ちまして、その中で具体的な検討をされるというふうになってございます。そういった中で、まだ具体的な事業について計画案は出ておりまして、今、議員おっしゃったような内容のお話もされておりますけれども、それを実際どのような形で、どうやって、どう検証していくのかなんかも含めて、まだそういったものが、これからのお話ということになるということでございます。

ですので、そういった中で、そういったことも検討をこれからしていかななくてはいけないというふうに思いますし、まずは、その農家自らがこういった活動に釧路太田農協、それから振興会の方みんなで取り組むということで立ち上げたものでございますので、それはとてもこれから期待をされる活動だと思っております。そういったものに私どもも当然参画して、いろいろ検討してまいりますので、そういった中で、そのようなことになった場合は、当然検討をさせていただきたいというふうに思っております。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 ただいま産業振興課長のほうから、今後、必要事項いろいろあれば、協力をしていきたいという答弁ございましたので、先ほど、これ3課長さん、産業振興課、環境政策課、水道課長さんも出席しておられるので、やっぱりそのほか、よく役所は縦割行政で云々とあるんですけれども、横の連携しっかりとりながら、ぜひきちんと取り組んでいただきたいなと思って、やめたいと思います。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

このたびの厚岸町酪農畜産環境保全対策協議会が設立をされたということは、大変行政側からしてもうれしく、また一方、期待をもってやまない次第であります。

先ほど、標茶町との関連もお話しありましたが、標茶町と厚岸町はお互い行政の関係で、その環境保全をいたしておるわけでありましたが、生産者が中心となって発足した、その意義は極めて大きいと思っておるわけでありまして。先ほど担当課長から構成等についてお話ありましたが、メンバーを見ますと、太田農業協同組合、さらにはまた太田酪農振興会、さらには釧路太田集落、または釧路太田酪農振興会等々が構成となっております。どうか、そういう意味において、やはり酪農地域におけるふん尿等を含めての環境問題、課題としてはいろいろありますが、自ら生産者が努力して環境を守っていこうと、そういう気持ちで立ち上げていただいたことについては、私も大変うれしく思っておりますし、今後の運営に当たりまして、第1回目の答弁いたしておりますが、中山間環境の中で、太田集落に対しての支援ということで25%、中山間の関係で厚岸町が補助をいたしておりますが、そういう関係で申し上げたわけでありまして、しかし、これからの運営につきまして、さらに運営等における明確な中で、これだけの予算が必要だ、厚岸町もぜひ協力願いたいということであるならば、私も喜んでそれに対応していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 以上で、2番、大野議員の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

●議長（音喜多議員） 再開します。

次に、3番、石澤議員の一般質問を行います。

3番、石澤議員。

●石澤議員 本定例会に際しまして、さきに提出した通告書に従って質問いたします。

1、住宅の耐震化について。

耐震対策はどうしているのか。現在、一般住宅に対しての耐震診断はどうなっているか。町として、耐震補強の取り組みを進めるつもりはないか。仮称住宅リフォーム条例をつくり、それを取り入れながら助成制度をつくれないうか。

2、介護保険法改正案について。

今回の改正案では、要支援と認定された軽度者への介護サービスの切り捨てが行われようとしているが、町としてどのように対処していくのか。介護保険制度見直しに今求められているのは、介護保障のための利用料減免や介護職員の処遇改善だと思うが、それを国に求めていくつもりはないか。介護サービス充実のために国庫負担の増額を求めていくつもりはないか。

以上で、1回目の質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 3番、石澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の住宅の耐震化についてのうち、初めに、耐震対策はどうしているかについてであります。町では、安全・安心なまちづくりを推進するため、建築物の耐震診断及び耐震改修等に関する目標を定め、今後の厚岸町における建築物の耐震化対策を推進する目的で、平成20年3月に厚岸町耐震改修促進計画を定めました。

耐震性に不安がある旧耐震基準で建築された、既存の建物の地震に対する安全性の向上を図る必要があることから、木造住宅につきましては、耐震診断や耐震改修を図るための支援策として、無料簡易耐震診断窓口を設置し、住宅の耐震改修を支援するために、厚岸町既存住宅耐震改修費補助金交付要綱を定め、住宅所有者に対する費用負担軽減に取り組んでおります。

次に、現在、一般住宅に対しての耐震診断は、どうなっているかについてであります。昭和56年以前に建設された木造住宅を対象に、建設時や改修時の図面がある物件については、無料簡易耐震診断を行うこととして、平成20年度から木造住宅の無料簡易耐震診断窓口を開設しておりますが、現在まで3件の問い合わせがあり、実際に診断をしたのは、そのうち1件であります。

また、その間に建築業者にも耐震診断プログラム説明等を行い、現在は、町の無料簡易耐震診断窓口だけではなく、町と同じ簡易耐震診断をできる建築業者が町内にもおりますので、その方々の協力もいただきながら、無料簡易耐震診断を受ける方が増加するよう、さらに周知を行いたいと考えております。

次に、町として、耐震補強の取り組みを進めるつもりはないかについてであります。町内の既存住宅の耐震化の促進を図る必要があることから、平成20年に厚岸町既存住宅耐震改修費補助金交付要綱を定め、広報あつけしに折り込みチラシや町のホームページで、既存住宅の耐震改修費に対する補助についてや、木造住宅の無料簡易耐震診断についての案内を行い、平成20年7月と平成21年2月には、助成制度等について建築業者にも説明を行っております。

さらに、今月6月号の広報あつけしで、ご自宅の耐震性に不安はありませんかと題し

て、無料簡易耐震診断や助成金の制度を再度周知を行ったところ、2件の問い合わせがありました。

現在のところ耐震補強の実績はありませんが、引き続き町民の皆さんや建築業者に、無料簡易耐震診断や補助金の制度を周知し、耐震補強の取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、仮称住宅リフォーム条例をつくり、それを取り入れながら助成制度をつくれなにかについてであります。現在、厚岸町では、介護保険による住宅改修、厚岸町障害者等日常生活用具給付等事業、厚岸町既存住宅耐震改修費補助金の制度があり、住宅改修の補助や助成を行っております。

近年、高齢化の進展や地球環境問題への意識の高まりから、既存住宅のバリアフリー化や省エネルギー化などの、住宅リフォームに関するニーズが高まってきております。耐震改修だけでなく、他のリフォームとあわせて行われることは、住宅の安全性のみならず、居住性の向上や住宅の長寿命化にも結びつき、厚岸町住宅マスタープランの推進施策である良質な住宅ストック形成に向けて有効的であると認識しております。

今後につきましては、国の交付金制度の状況等を見ながら、関係機関とも連携を図り、その制度などについて研究を行っていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

続いて、2点目の介護保険法改正（案）についてであります。

まず、今回の改正（案）では、要支援と認定された軽度者への、介護サービスの切り捨てが行われようとしているが、町としてどのように対処していくのかについてありますが、ご質問の内容は、介護保険法第115条の44の規定に基づき、市町村が実施している地域支援事業の中に、介護予防・日常生活支援総合事業を新設しようとするところに対するご質問ということで、お答えをいたします。

このたびの介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、地域の事情に応じて、見守りや配食等の生活支援サービスを含めた、要支援者等に対する総合的で多様なサービスの提供を可能とすることにより、要支援者等に対する自立した日常生活の支援や介護予防を目指すものであります。

この総合事業の創設により、要介護認定において、要支援と要支援に当たらない非該当を行き来するような高齢者に対する、切れ目のない総合的なサービスの提供、あるいは虚弱や引きこもりなど、要介護認定を希望しない高齢者に対する円滑なサービスの導入、また、自立や社会参加の意欲の高い方に対する、ボランティアによるこの事業への参加や活動の場の提供が可能になると考えております。

町といたしましては、現在策定作業を進めております、平成24年度から平成26年度までを計画期間とする、第5期厚岸町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の中で、事業創設の判断について検討することとしておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、介護保険制度見直しに今求められているのは、介護保障のための利用料減免や介護職員の処遇改善だと思うが、それを国に求めていくつもりはないかについてありますが、利用料減免につきましては、現在、国の制度としては社会福祉法人等による利用者負担軽減制度による、自己負担額の4分の1の軽減措置があります。

また、介護職員の処遇改善につきましては、介護報酬改定による処遇改善に加えて、

平成21年度から平成23年度を計画期間とし、介護職員と他業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確個とした雇用の場として成長していくように、介護職員の処遇改善に取り組む介護事業者に資金を交付し、処遇改善を進めております。

さらに、介護報酬のあり方につきましては、平成24年度の介護報酬改定に向けて、国の社会保障審議会介護給付費分科会において議論が進められるという情報があります。今年度の12月末ころまでには、改定案がまとめられるということではありますが、今後、利用料減免に関する情報と介護職員の処遇改善についての情報を収集し、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、介護サービス充実のために国庫負担の増額を求めていくつもりはないかについてであります。介護保険制度については、老後の生活がだれの責任のもとに営まれるのかという観点から、自助を基本としながら相互扶助によって賄う、負担と介護サービスの関係が明確な社会保険方式が採用されておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 住宅の耐震化ですけれども、ずっと、みんなに知らせているようなんですけども、余り使われてない理由はどういうことでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 余り使われてない理由でございますけれども、前にも議会でも議論になったかと思っておりますけれども、結局補助金の助成金、上限30万円ということで、質問者おっしゃられるように、耐震改修だけではなかなか、その30万円という金額でどこまでできるかということでございます。耐震改修費の助成だけでは、いわゆる部屋全体的に金物だとか、いろいろな耐震性を増すための補強、部分的に終われば、それでいわゆる耐震性が生まれるんですけれども、全体的に筋かいだとか、金物だとかの補強をする場合に、いわゆるかなりの金額が増すと、補助金の制度からしても200万円以上かかったものについて30万円が上限だということですので、20万円をかけたか、40万円かけたかという現実的にかかってくるわけですから、そういった面で、なかなか進まないのかなということでございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 今回、この住宅の耐震化の問題を出したんですけれども、今までずっと前にした質問の中に今回の震災のことがずっと出されてきて、その中で、私はこの住宅の耐震化の問題を出したんですが、結局木造住宅が倒れることによって、道路をふさいだり、ふさぐことによって、結局は逃げ道をふさがれたとか、それから、それを助けに行くことができなかったとか、そういう意味で災害が広がっていったというのが、神戸もそう

ですし、それから今回の三陸もそうですし、耐震住宅の個人の住宅の耐震化が遅れていたということが、すごい問題になっているというのも出ていました。それで、この昭和65年以前に建設された住宅ですから、これは厚岸町の場合、何棟あるかというのは把握しておりますか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 昭和56年以前の住宅ということで相当数が、これは18年当時の調査なんですけど、全体で3,911棟ございまして、住宅がですね、昭和57年以降に建設されたものが1,560棟ございます。それから、56年以前の建設で、その中でも耐震性があるものということで、873棟がございます。昭和56年以前建設が1,478棟というデータでございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 そうすると、この873戸というのは56年以前のやつでも、873戸は耐震性はあるということですね。そうすると残りの1,478戸が、それがまだ調べてないから、わからないということなんでしょうけれども、今度のずっと言われてる厚岸沖というか、500年間隔の地震の場合に、こういう住宅の危険性というのはすごくあると思うんですけども、それはどういうふうにとらえていますか、町としては。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

そういったデータをもとにしまして、厚岸町としても耐震性のない住宅がございますということで、耐震改修計画を立てながら、何とか耐震化を図ろうということで、平成20年から要綱を設けたり、耐震改修計画を定めまして、耐震化率目標を定めまして、耐震化に取り組んできているという状況でございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 それで、やっぱり私もこの耐震化のことを、知らないほうがおかしいんですけども、余り知らなかったんですよ。それで、無料耐震化の相談ができますよというようなことも、やっぱりきちっと知らせていって、その上で、やっぱり30万円なら何もできないんだなというのではなくて、例えば結構大きなタンスがあったり、それから地震があったときに、せめて玄関だけはきちんと自分の今いるところから逃げれる場所を確保するような方法があるとか、そういういろんなことをみんなに伝えながら、その30万円なら30万円でするものとか、それから、今さっきたくさん出てましたよね、福祉のほうとかで、いろいろな住宅の改修をできるものがありましたから、それを含めた形ができるんでしたら、それを伝えていって、そして要は自分が住んでるもので命をとら

れるということがないように、この厚岸で、これだけの震災をみんな見ているわけですから、命を守るために、それから自分だけでなく、ほかの人たちもその自分の住宅が崩壊することで、命をとられる災害を広げないような対策を、ぜひとってほしいと思うんですけれども、そのどういうふうにしてみんなに知らせていくのか、それからその相談にどうやって乗るのかと、具体的に考えてほしいんですけれども、どうでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） そういった相談の対応だとか、どう言って皆さんに、そういう普及啓発をするのかというご質問かと思いますが、今までもホームページやインターネット等々、そういった事業があります、そういった助成がありますということで、それから、建築業者の方にも、そういう制度もお示ししてきました。そういったことでやってきたんですが、なかなかそういう耐震改修に踏み切る方が、なかなかいらっしゃらないということで、私どももまた再度そういった普及啓発に向けまして、とりあえず今回、6月号の広報に載せていただきました。

先ほど答弁にありますとおり、2件のその広報を見たということで問い合わせが来ました。答弁書では2件ということでしたが、たまたま昨日ですね、また1件問い合わせが来まして、耐震診断をしたいから申込用紙をくださいということで、訪れた方もおりました。そういった意味で、いろいろな情報を使いながら、まずそういった制度だとか、そのものを町民の方にお知らせすることだとか、それから、建築業者の方、それから厚岸には、幸い厚岸の家づくり協会なるもの、それからリフォームに関するいろいろな方々が存在しますので、その人方も含めていろいろと協議して、そういう制度の普及啓発、それからお知らせも含めてやっていきたいなというふうに感じております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 そういうふうにしてください。それで、それをできない人、例えば経済的に大変で、すごくおっかない住宅に住んでいるんだけど、仕方がないかなって言って済んでいる方もいると思うんです。経済的には無理だと、そういう方を町はどうやって援助をして耐震を高めるといようなことは、考えられないのでしょうか、そういう人たちに対しては。高齢者とか、今まで住んで、今でも住んでいるんだけど、自分は年だからいいやとかという感じで思っている人もいるかもしれないですよ。中にも実際にいました。こういうのがあるんだけど、受けて見たらって言ったら、今さらって言う人もいます。だから、そういう方たちが安全に逃げられるようにということも考えなければならぬし、暮らせることも考えなければならぬんですけれども、それはどういうふうに対処しますか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） そういったお年寄りだとか、経済的に大変な方だとかの住宅の安全について、どう町は対応できるかというご質問でございますけれども、町としまして、財政厳しい状況です。そういったことも踏まえまして、とりあえず耐震診断なりをまず受けて、その物件が本当に危険なものなのか、どの程度の状態なのかを把握させていただきながら、そういった助成がするだとか、しないとかという今そういう即答はできませんけれども、そういった意味で、いろいろな支援を考えていきたい。支援というのは金銭的なことでなくて、そういった耐震診断だとか、安全性についてのことだとかも踏まえて、対策を考えていきたいということでございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 あと一つ、これは町の中でなくて厚岸町の一戸建てならすべて耐震診断はできるんですよね。耐震診断対象になりますよね。離れていたらだめだとかということは、ないですよね。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 離れていたというのはどういう意味でしょうか。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 町の集落でなくて、一戸建てだったら、だめだとか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 町内の建築物、住宅につきまして無料耐震診断を行えるということでございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 わかりました。それで、本当に命守るために、今、頑張ってもらわなければならないので、いろいろな方法を使って、最後に住宅リフォームの条例を取り入れながらということもありますので、それも含めて検討してください。

それで、次に、介護保険の改正に移ります。

この中に、介護予防日常生活総合支援事業ということなんですけれども、これで要支援とか、それから要支援1、2とか、それから1の自立と言われている方たちの支援は、どうなるんですか。切られてしまうんでしょうか。介護保険外になるという、案の中では書いてあるんですけれども、それはどうなると思っておりますか、どうとらえているか、知りたいんです。

- 議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） このたびの介護予防日常生活支援総合事業につきましては、軽度者に対して、よりきめ細やかサービス、多様なサービスを提供していこうというものでございますから、サービスをなくするだとか、そういう内容ではないということでございます。

- 議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

- 石澤議員 その場合の自己負担はどうなりますか。

- 議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） 今の要支援の方については、介護給付ということで、介護保険法に定められている1割負担ということになっているのに対して、この地域生活支援事業で法律の中で考えた、この介護予防日常生活支援総合事業については、市町村が実施主体として事業を実施するかどうかを判断する。つまり事業の内容、利用者負担についても市町村が判断するものと、そのようにとらえております。

- 議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

- 石澤議員 そうすると、今は1割負担ですけれども、それが増えるということですか。

- 議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） 今現在、要支援1、あるいは要支援2の認定を受けている方は、そのままの現在ある介護予防給付を利用することができます。なお、新しい事業については、今後それぞれの市町村でどういった事業を行うのかという判断のもとで実施した場合に、利用者がどちらのサービスを選ぶかということになります。ですから、現状のままのサービスで、いいんだよという方は現状のままのサービスで、それと同じ負担と。今度、町のほうで新たな事業をつくったんで、そちらのほうを使います。したらそちらのほうの事業の利用と、それに応じた利用者負担ということになります。

- 議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

- 石澤議員 そうすると、変な話ですけれども、お金のある人はサービスたくさん受けられるけれども、お金のない人は受けられないというふうに判断しちゃっていいんですか。

- 議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 負担のあり方については、現行でいきますと1割負担でありますけれども、先ほど答弁にありましたように、利用料の減免という制度もありますので、それなりに低所得者に対するこれ制度はやめるとするのは、国は言っておりませんので、配慮されているものだというふうに思っております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 公助という言葉が出てきていますよね。この公助という言葉は、国が自分の責任を小さくして、自治体に全部押しつけるという意味だと思うんですよ。それで、厚岸町財政大変ですよ、そうなったときに、こういう制度をそのままぽんと受け入れて、これ今までやってきた介護の事業が本当に成り立っていくんですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 答弁の中では、公助という言葉については使わせていただいておりますけれども、自助を基本としながらということで、お話ししたんですけれども、この公助については、昨年度厚岸町で地域福祉計画を更新した際に、自助、共助、公助ということで、計画を構成させていただきました。その際に自助というのは自分たちみずからという考え方、簡単に言えば、自分たちでできるものがないかと、自分たちでやろうという。公助というのは行政の行う内容ではないか。これは行政がやるといこうと、それで共助については、自助と公助の間という考え方で、ともにできるものはないかとか、そういうようなことで地域福祉計画の中では私ども、この公助という言葉を使わせていただいております。ですから、必ずしも国が市町村に投げ出すだとか、そういう責任転嫁みたいな内容としては、私どもは思っておらないところでございます。以上でございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 それでは、本人ができること、それから自分ができること、それから町がやることというふうに分けてましたけれども、要支援の人が今生活していくためにやっていることは、自分の体がちょっと手をかりればできること、ヘルパーさんに頼んだり、それから要支援の人というのは、リハビリに通所してますよね。そのことによって自分たちはそこで頑張っているんだという、その部分で、リハビリ通所は週1ぐらいですか、週2ぐらいですか。週2ぐらいとったらヘルパー1回くらいなのかな。何かそういう形で何とか自分の生活を支えている人たちですよ。それは十分に自分のできることをやっていますし、それから、地方自治体からヘルパーさんという形を使って、自治体の共助というのですか、助けを借りてやっていますよね。今の介護保険改定案の中には、そういうもので国の負担を減らすというのが前面に出てきてるんですよ。それを今、公助という言葉を使ったんですけれども、介護保険の今結局は、さっきこの中にありましたけれども、10年間淡々と介護保険が導入されてからやっていますけれども、その介護保険

をやってきたことによって前に言った、介護難民とか、それから介護をするために退職しなければならなかったり、それからそういう人たちがいまだずっと増えていますよね。介護者が介護をする人を虐待してしまったとか、そういうニュースも出てます。10年間通して介護保険やってきたのに、ある意味何にも進んでなくて、大変な状態になっていると思うんですよ、介護という立場が。

それで、それを踏まえて、今、地域でいろいろなことをやりましょう、24時間ヘルパーさんの導入をしましょうとかと、いろいろ出てきてますけれども、そういう中で、この市町村にすべてというか、総合支援というのは市町村がすべてを持ちますよね、市町村の判断で総合事業を行うかも決めますと。そして、今、厚岸町は今やっている人たち、要支援の人たちは厚岸町で、今のサービスはきちっと保障しますよということをおっしゃってましたけれども、それは、そしたら間違いなく今までどおりの1割負担でやっていくと理解していいんですね。

それと、それからそれ以上の人たちというのは、どういう範囲でとらえているんですか。今の状態よりもサービスを広くする人に対しては、どういう事業としてとらえているんですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 初めに、国がお金を減らすのではないかと、そういうようなご質問をいただきました。この件については、介護保険そのものが、何でもかんでも介護保険で見るというのですか、そうではなくて、今回はその総合事業を含めて本当に地域で暮らすということに持っていくための道筋をつくりたいと、このような新たな事業の創設ではないのかなというふうに、いわゆる今後の日本の高齢社会の方向性となるものだと私は考えております。また、あくまでも、今、確認されたんですけれども、サービスを使えなくなるということは、ございません。新たなサービスと、今のサービスをその利用者が判断するというふうになっております。ただし、これにはケアマネジメントというのが伴いますので、「あみか」にごじます地域包括支援センターでケアプランというものをつくるんですけれども、そういった中で、利用者の意見を尊重して判断を求めて、サービスを決定していくと、こういうふうになることをごじます。ですから、決してサービスを使えなくなるということでは、再度申し上げますけれども、ないということが、まず1点でございます。

それから、どういう事業かについては国では、見守り、配食などという、この短い言葉で私どもに資料の提供があるんですけれども、具体的にそれ以上の内容のものについて、まだないんですが、その前に、この新たな事業については、先ほど何でもかんでも介護保険と私言いましたけれども、介護給付というものから、今、国の予算では見えます、介護給付という予算から介護のかかる費用をみております。今度は新しくできる事業は、介護給付ではない事業というふうになります。ただし、国の負担だとか、保険料は同じ割合で入ってくるんですけれども、介護給付ではないサービスをつくるということなんですね。そこで、介護給付を減らすのではなくて、別な事業をとということなんですね。

ただし、利用者が選ぶわけですから、介護給付よりも新しいサービスのほうを使いたいとなれば、介護給付は減ると。そこら辺で、国の負担が減るのでないかと、そういうようなとらえ方も一部あるのかなと思うんですが、私どもは決してそうではなくて、あくまでも利用者が選ぶんであって、選ぶ両方がありますんで、決して必ずしも国の負担が減るだとか、そんなことは今はまだ、実施するその事業を判断するのが市町村と言いましたけれども、どこの市町村がどれだけのサービスをやるかというのは、まだデータをとっておりません。私たちも調査を受けたことはございませんので、これから各市町村で、どういった事業を行うのかということについて検討されるんですが、今のところ見守りと配食などということですね、そこまでの範囲しか来てないものですから、先ほどとダブりますけれども、予想されるというところでちょっととまったんですけれども、今行っている訪問介護ですね、これは予防給付として介護給付でいっているんですが、介護給付ではないこの訪問介護、つまり今は、要支援の認定を受けられた方でないと予防給付は受けられません。サービスは利用できません。今度新しい制度では非該当、認定申請したんだけど、要支援1、2に認定されなかった、この方を非該当と言います。非該当の方も予防給付にある訪問介護予防訪問介護、いわゆるホームヘルパーの派遣ですね、これを使える制度、これも一つのメニューとして私どもは考えられるのかなと、そのようにとらえているところでございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 聞いていたらすごくいいかなと思うんですけれども、これね、要支援から外れた人、だから要支援の認定をする認定自体に厳しさがあるんじゃないですか。厳しい認定になっているんじゃないですか。そして、しかも要支援から外れた人は、その別メニューになるということで、介護給付の部分が少なくなってくるということですよ。そうすると自己負担が増えるということですよ。それって大変なことになるんじゃないですか。どうなんでしょう。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 介護認定審査におきましては、一定の方法に基づいて適正に審査されているものだろうというふうにとらえております。ですから、その入り口が厳しいだとか、そういったのはそれぞれのお考えによってまた違うんだと思うんですけれども、そこら辺の厳しいだとかについては、要介護者に認定された方と、あるいは認定されていない方を長年ケアマネジャーの方が見ているんですけれども、やはりはっきりとこの方は要支援にもう入っている程度に、身体状況が機能落ちてるなということがわかります。ですから、そういったところで先ほど行き来するといいますか、要介護状態と要支援状態の、要支援状態と非該当のラインを行き来すると、こういった方もいらっしゃるんでないかと思うんですよね。そこら辺はやっぱり難しいなと思うんです。やはりきちっとそのために認定調査をして、審査会で判定をいただくと、こういった手続なんですね。

ですから、厳しいとかということについては、審査会がありますので、そういった形で行っているということをご理解いただきたいと思いますと思うんですけども、2点目の自己負担が増えるというところが、お聞きしていた中で、何が問題なのか、今のご質問ではちょっとどうお答えしていいのか、具体的にお聞きしてから、再度ご答弁をさせていただきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 今、言いましたよね。要支援か支援でないか、行き来している人ですよ。それと、そのちょっとしたことで要支援になった人は、1割負担で済みますよね。でも、そうでない人、その支援をどうしようもないから町のサービスメニューを受けなければならなくなっちゃった人、その人の差ができますよね。結局そっちを受ける人は自己負担がふえるということですよ、そうじゃないですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 行き来している人が要支援に入った場合は、1割負担ですよ。行き来していながら要支援に行かなかった人はサービスを使わないとゼロ円なんです、利用者負担はないですよ。ただ、サービスは介護給付は使えませんから、町村が用意した事業を使わざるを得ない。そのときに市町村が定めた利用者負担の負担が発生するというものですから、前よりも負担がふえるということは、ないのではないのかなと。

ただし、市町村が介護保険でいわゆる一部負担が1割なのに、市町村のほうで新たに作った事業を5割いただくとか、そういうことになりますと、負担が増えると、いわゆる介護保険のほうで安いといいますか、そういうようなことではないのかなというふうに思うんですけども、この市町村がやる事業について利用者負担を定める場合は、条例に基づく内容となるものでございますので、議会での審議も経なければならないものですから、今の時点で10%なのか、20%なのか、そこら辺のお話はまだできないのかなというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 ということは、今のところは、わからないということですね。通所して、リハビリをやって、ヘルパーさんの力をかりて元気になったと。要支援か要支援で要支援から外れちゃったという人も、ひょっとしたらそういうことが起きるかもしれないということですね。それは、もうちゃんときちっと、その人にとっては負担なんですから、ちょっと考えてほしいと思います。

それから、この中に、厚岸の場合24時間対応の巡回訪問看護とか、介護サービスはやっているところはありますか。なかったですか、どうでしょう。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 初めの、要支援から外れてしまった人というのですか、これは決して悪いことではなくて、利用者の方にとっては、より健康状態あるいは身体状況がよくなるわけですから、決して悪いことではないということですね、まず1点目。

そこで、町の用意した事業のほうを利用したいという状況、要支援から抜け出せたということは、もしかしたら町が新しく用意したサービスでも必要ないのかもしれない。ですから、今のところで町が新しい事業、まだメニュー提示しておりませんので、提示というのはまだ具体的なメニュー例が来ないものですから、検討できる状況ではないのですけれども、そういったことで、負担がふえるとか、そういうことはまだちょっとはつきりしないといいますか、はつきり言いますと、利用負担がふえるということは、まずないのかなということでご理解いただきたいと思うんですが。

それから、厚岸町での24時間サービス事業所については、現在のところ、すべてのサービス、施設以外はですね、施設を除いて居宅関係についてない状況でございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 今、言っていましたけれども、ないんだなということ言っていましたけれども、要は、今やっているリハビリと、それからヘルパーさん、そのことによって要支援から少しよくなっただけであって、それを外されて結局介護保険から外されてしまったら、それが落ち込むというふうになるのは、実際いろいろな例があります。だから、その辺はこれから総合計画立てていくと思いますので、少し考えて計画立ててください。

それと、今24時間の巡回訪問看護というのは、ないと言いましたけれども、これからはこの中で考えていくんですか、厚岸町として。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 再度、要支援から落ちるという関係でございますけれども、介護保険サービスの目的というのは、一つには、今の健康身体状況を維持しようと、そういうことがございますよね。それを頑張っていてサービスを利用することによって、身体機能が回復したと。これは私どもは介護保険サービスを使ってよかったなという結果だと思うんですね。ですから、その方が今度、別なサービス使うというのは、また違う目的で使うことがあるのかもしれませんが、それはそれで本人がサービスを利用したいという条件に当てはまれば、それはそれでいいのかなというふうに思います。

それと、24時間については、今、この介護保険事業計画策定にあって、今、アンケート調査を開始をさせていただきました。それで、町内の事業所と、それから町外の1、2件の事業所、こういった事業をやりたいんだけどという打診のあるところに対して、今、事業所調査をやらせていただいております。その結果が6月末くらいまでの締め切りで、アンケート結果については7月末ころのまとめになるのかなということで、今のところどういう展開を事業者が考えているのか、まだ不明の状況となっております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 何回も繰り返しになるんですけども、だから、今、要支援を受けている方は、年取ってきますよね、年齢がいきます。それぞれ頑張って維持してます。それで、リハビリ通所とかデイサービスでヘルパーさんは、どうしてもその人に必要なことだと思うんです。ただ、それが少しくなると、そのことから外れるということで、その人にとってはとても負担になるんですよということを含めて、もう一度言います。でも、それはもういいです。

それで、この24時間訪問介護なんですけれども、厚岸としての需要はどうなんですか。こういうふうにしてほしいとか、それから、それほどそれまでは必要ないとか、その辺はどういうふうにとらえているんですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 日ごろ、「あみか」の中に訪問看護ステーションというところがあるわけなんですけれども、そういった所長と逐次話ししているわけでもないんですけども、特別そういった必要性のある方というのは、いらっしゃるということは私はまだ聞いていない状況でございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 でも、これからも増えてきますし、この24時間訪問介護、あるいは看護というのは必要な事業だと思いますので、それも含めて町としては対応してってください。

それで、もう一つ、介護職員による医療行為、痰の吸引とか、緊急のとき何かは対応しているかもしれないんですけども、今回はそれがやりなさいというか、やって差し支えないという形になってたんですけれども、そうなったときの、施設での介護職員の負担とかは、どういうふうにとらえていますか。今はどういう状態なのか、含めて。

●議長（音喜多議員） 特老施設長。

●特老施設長（桂川施設長） 痰の吸引につきましては、今現在、うちの施設の中ではいらっしゃらない状況なんですけども、つい最近まではいらっしゃった状況なんですけれども、基本的にうちは介護と看護の部分では、分けています。それで、痰が絡まって吸引が必要だという場合については、看護師がその日の当番で自宅待機してますので、必ず呼んでやってもらう。ただ、口の中だけの痰の吸引は、これはできることになってますので、これは職員がやりますけれども、通常気管の中までやるという行為は一切介護職員はやっておりません。

それと、今そういうことをできるというふうになってますが、これもいろいろな講習を受けながら、指導を受けながらということで、その認定書か何かが出るんでしょうけ

れども、そういう形の中では、これからそういう講習会などが開かれると思うんですけども、基本的にはその取り扱いについては、うちとしては慎重に考えたいなというふうに考えてます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 そうですね、やはりそういう行為というのは、医療行為ですから、本来は医療の中でやっていかなければならないことが、どんどんどんどん何か介護の現場に丸投げするような形で出てきてますので、今の状態でも夜だったら、個人だけで入っているところは1人ですよ、夜の夜勤はね。そうだったりして、やっぱりそこに働いている人の負担は物すごく大きいと思うんですよ、そういうの含めて慎重に対応してほしいし、痰の吸引これはちょっと大変なことじゃないのかなと思うんですけども、慎重にというのでしたので、それはきちっと対応してやってください。

今の介護で働いている人の給料とかなんですけれども、今、23年度までですよ、その保障というか国からきちっと、一応これは保障しますというふうにお金出てますけれども、これから以降に対しては何ら保障がないと思うんですけども、そういうことに対してはどうですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 1点目の痰の吸引の関係でございますけれども、介護福祉士などに、痰の吸引とかできるようになるということでございますけれども、問題につきましても、やはり医療行為をこれまでできなかった人が行うことになるわけですから、それに対して、例えば福祉現場で働く人材が逆に不足してしまったと、そこまでやるのかという、そういうことですね。懸念されるのは1点、そういう部分があるのかなというふうには思うんですけども、一番の問題は、やはり安全にその介護福祉士ができるのか、そういう準備期間も当然つくっていかなければならないのだろうなというふうに思います。

ですから、これができるからといって、必ずしもやらなければならないと、そういう体制については、今後十分に検討しながら対応することとなるのかなというふうに考えます。

それと、介護職員の処遇改善でございます。前回の平成21年でしたか、介護保険報酬の改定時にも、介護職員の処遇改善ということで何パーセントか介護報酬に上乘せされている報酬が出てまして、それに加えて、21年から23年までの3年間、別に交付金という形で出ている。そして、24年度については、その交付金はなくなるわけですが、現在、分科会これから始まるんですけども、今度の介護報酬に2%程度、介護報酬改定分として報酬に上乘せしていくと、こういった検討がなされていくと、そのようにお聞きしているところでございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 介護報酬に含まれてくるんですよね、今度ね。そうすると、今は1,900億円でしたか、それが500億円くらいに減っていくような計算になるんですけれども、そうなるかと減らされることになるんじゃないですか。それはどういうふうにとらえてますか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 介護報酬が、例えば、訪問介護で1時間1,200円としたときに、それを2%程度アップさせるという介護報酬の改定の検討がなされていくということで、介護報酬自体は下がるのではなくて逆に上がっていくと。その分、当然国の負担も増えていくんだと、こういったことでございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 国庫負担は、1,900億円程度から500億円程度への4分の1に激減するというのがあるんですよ。減っちゃう。地方と介護保険の負担に転換され利用者負担にも増えていく、負担になるんでないかという差があるんですけれども、そういうのはとらえていないんですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 私どもいただいている国からの資料等を見てる内容では、そういった内容についてはとらえておりません。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 もう、時間がないからあれですけども。安心して老後を送りたいというのは、皆さん高齢者もそうですし、それを支える家族にとっても大事な願いなんです。今回の介護保険のこの改正案の中には、地域で守りなさいと言いながら、何か違うものが入ってきているような気がします。単純に国からのそのものを受けるのではなくて、厚岸町としてこうするというのをきちっと持ちながら対応していつてほしいなと思います。介護難民とか、それから今まで受けれた人が、受けられないようなことがないように対応してほしいと思って、質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） ただいまのご意見につきましては、現在策定中の介護保険事業計画並びに高齢者保健福祉計画の策定の中で、検討をさせていただきながら、進めさせていただきたいと思います。

- 議長（音喜多議員） 以上で、石澤議員の一般質問を終わります。
本定例会に通告ありました、6名の一般質問を終わります。

- 議長（音喜多議員） 休憩します。

午後1時59分休憩

午後2時00分再開

- 議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（音喜多議員） ここで昨日、参考に供した例月監査報告について、監査委員より訂正を求められておりますので、これを許します。
監査委員事務局長。

- 監査委員事務局長（豊原局長） 貴重なお時間をいただきまして申しわけありません。
さきにご報告させていただきました、平成23年2月から平成23年4月までの例月出納検査報告書の一部に訂正すべき箇所が判明しましたので、お手元にお配りいたしました報告書のとおり、訂正をお願い申し上げます。

内容は、報告書の中ほど、議員の皆様には附せんを添付しましてございますが、上から6枚目の裏面及び7枚目の表面の2カ所でございます。平成23年分の4ページから5ページ、厚岸町水道事業会計の試算表にミスプリントがあり、お手数をおかけし、まことに申しわけございませんけれども、試算表の全部を訂正させていただき、差しかえをお願いいたします。

議会へ配付させていただきます前に、十分な確認点検を欠いた点につきまして深くおわびを申し上げます。ちなみに、訂正箇所は試算表内の45カ所に及ぶものでございまして、試算表の全部訂正が必要というふうに判断したものでございます。

今後、このようなことがないよう、十分な注意を払って業務に当たりたいと存じます。大変お手数をおかけしますが、よろしくようお願い申し上げます。

- 議長（音喜多議員） 以上で訂正を終わります。

- 議長（音喜多議員） 日程第3、議案第42号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狭町長） ただいま上程いただきました議案第42号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員であります河村一雄氏は、平成8年9月19日から

5期15年、この任に当たっていただいておりますが、本年9月18日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、後任の委員に次の方を選任しようとするものであり、議会の同意を求めたく、提案するものであります。

住所、厚岸郡厚岸町片無去860番地2。氏名、佐々木薫。生年月日、昭和26年11月25日。性別、男。職業、農業。

なお、同氏の学歴及び職歴につきましては、議案書11ページに記載のとおりであります。

以上、簡単な説明であります。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 日程第4、議案第43号 辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） ただいま上程をいただきました議案第43号 辺地に係る総合整備計画の策定について、その提案理由を申し上げます。

本議案につきましては、平成22年度をもって片無去辺地に係る総合整備計画の計画期間が終了したことから、平成23年度を始期とする新たな総合整備計画を策定しようとするものでございます。

上程いただきました本総合整備計画は、第2次3カ年実施計画との整合性を図りつつ、辺地対策事業債の適債事業と認められる事業を中心の上、平成27年度までの5カ年を計画期間とする総合整備計画案を策定し、北海道との協議を重ねてきたところでありますが、このたび、北海道知事から、計画案に対して異議はない旨の通知を受けたところであります。

このため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法

律第3条第1項の規定に基づき、北海道知事との協議の整った片無去辺地に係る公共的施設を総合的かつ計画的に整備するための総合整備計画の策定に当たり、町議会の議決が必要となったところであります。

議案書13ページをごらんください。

片無去辺地に係る総合整備計画書であります。

1として、辺地の概況についてであります。

(1) 辺地を構成する町村または字の名称は、厚岸郡厚岸町片無去、(2) 地域の中心の位置は、厚岸群厚岸町片無去1208番、(3) 辺地度点数については、253点となっております。この辺地度点数は、へんぴな程度をあらわす点数で、公共施設からの距離や交通機関の状況などの要因を点数方式で算出し、100点以上であれば辺地と認められるものでございます。

2の公共的施設の整備を必要とする事情であります。スクールバスにつきましては、平成24年3月に片無去小中学校が閉校となり遠距離通学となるため、安心・安全な通学を確保するために、スクールバスを整備するものであります。

次の消防施設につきましては、当地域は、市街地から10キロメートル以上離れた山間部に位置し、消防水利の確保が必要な地域であることから、地域住民の安全な生活基盤を確保するため、消火栓を整備するものであります。

除雪機械につきましては、当地域は、積雪の多い山間部を有していることから、冬期間の交通路の安定的確保を図るため、除雪機械を整備するものであります。

次に、3として、公共的施設の整備計画でございますが、計画期間を平成23年度から平成27年度までの5年間とし、スクールバスを厚岸町が事業費333万3,000円で、消防施設を釧路東部消防組合において、事業費320万円で、除雪機械については、厚岸町が事業費2,560万3,000円で整備しようとするもので、財源内訳については、記載のとおりになっており、詳細説明は省略させていただきますが、特定財源については国からの補助金であります。

また、それぞれの事業ごとの辺地対策事業債の予定額を一番右欄に記載しておりますので、ご参照ください。

以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。議案第43号の提案説明とさせていただきます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

10番。

●谷口議員 ここで伺いたいんですが、消防施設が辺地に係る総合整備計画の事業で進めていこうということですが、これ例えば、消防が広域化になった場合に、こういう事業はどういうふうになっていくのかなということでお伺いしたいんです。それで、聞いたところによりますと、広域化のスケジュールがある程度できているというふうには伺っているんですが、今年8月に広域化に関する合意形成を進め、10月には事前協議等に進んでいって、来年の3月までにどのような方式で広域化を進めるかの、広域化の決定をして、24年度中にある程度きちんとして25年度から広域化をスタートさせ

ようというような案が、この釧路管内であるというふうに聞いているんですけども、そういうふうに今進めようという動きがあるんでしょうか、ないんでしょうか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 最初に、辺地総合整備計画にかかわる部分で答弁をさせていただきます。

今回、この片無去辺地におきます消防施設につきましては、ただいまご説明したとおり、辺地地域の住民の福祉が安全を確保するために必要だということで整備するもので、現在、釧路東部消防組合につきましては、自賄い方式という方法で厚岸消防署にかかわる分については、厚岸町のほうで負担金という形で支出しているということでございますので、今回釧路東部消防組合厚岸消防署で事業を発注するに際して、この整備計画書にのせることによって辺地債の充当を可能にしようというために、今回策定するものでございます。

ただ、広域化されるに当たって、こういった対応がどうなるかというご質問がありましたけれども、それにつきましては、広域化にもし仮になった場合に、そういう体制が今までの同じ形になるのかどうかということによって、対応は異なると思いますので、今現在、どうなるということは、はっきりは今現在では言えないと思います。これが1点目の質問に対する回答ということでございます。

●議長（音喜多議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 私のほうからは、消防組織の広域化にかかわるただいまのご質問について、お答えを申し上げたいと思いますが、国の方針に基づいて北海道は、平成20年3月に北海道の消防広域化計画というものを立てました。これによりますと、道内の68ある消防本部を平成25年3月31日までに、21とするという計画を公表いたしました。これについて管内で協議をすべく、これまでも議会の質問等にお答えをしておりますが、平成20年の9月に管内の消防広域化連絡調整会議、及び事務担当レベルの会議を立ち上げてございます。この中で、管内の消防組織の状況等々を資料を集めながら協議をしておりますが、管内の消防長、それから私、副市町村長レベルの段階では、少なくとも釧路東部消防組合、この3町で構成する消防組織に関して、北海道が示した広域化計画には、なじまないのではないかという、これは最終決定ではありませんけれども、そういう考え方を持ってございます。

と言いますのは、北海道が提唱をしております広域化に当たっては、一部事務組合方式ではなくて、委託方式という考え方を持ってきております。それから、経費の負担については、現在、自賄い方式をとっておりますけれども、これを負担金方式にするというやり方等々がありまして、それであれば、例えば今、釧路東部消防組合は消防本部は別といたしまして、厚岸消防署にかかわる必要な経費の負担というのは、これは厚岸町がもっております。釧路町の釧路消防署が必要な経費は釧路町がもっていただいております。そういうやり方で3町がそれぞれ負担をしてきている方式を、ここで一緒に

してしまうというのは、いかがなものかという考え方があります。それから、広域化することによって本部体制を、職員を減らして人件費を減らすことができるのではないかと。それから、減らすことをせずとも、本部の職員を署に回せるのではないかと。

それから、広域異動が可能となることによって、職員の資質向上にも役立つのではないかという議論があります。ありますが一方、そういう広域化をする体制がきちっと整われているのかと。例えば、釧路市の消防署員が厚岸町に赴任になるといったときに、いざというときに、釧路市から出てくるというふうなことになりませんから、そうすると、厚岸町に宿舎なり公宅なりというものを整備しなければなりません。そうすると、結局経費が莫大になってしまうというふうなこと等々がありまして、今、最終結論を見ておりませんが、北海道が示した広域化計画というものを、鵜呑みにするというようなことは随分無理があるのではないのかというふうに、今、私、最終は首長さんの会議、この後我々事務レベルのほうの会議が何度かした段階で、最終決定は首長の考え方によるものだというふうに思いますけれども、私のレベルでは、そういうような議論で進んでいるというのが実態でありまして、この25年の3月31日までに、68ある消防本部を21にするという方針が出されましたけれども、これも強制ではありません。それぞれの自治体の判断によってということでありまして、そういう方向で進んでいくのかなど。そういう方向といいますのは、事務レベルの話を首長さんたちに斟酌いただいて、最終的な決定なり、議会のほうへの報告ということになろうかなというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 時代からちょっとはみ出すようなことで大変申しわけないんですが、今、課長のほうから説明ありましたけれども、今回の計画は27年度までの計画ですよ、この計画はね。ですけれども、消防の広域化のことをいえば平成25年、タイムスケジュールでいけば一応25年3月までが期限というふうになってますね。それで、総務省のほうでこのホームページで、都道府県の消防広域化推進計画の作成状況というので、平成23年3月1日現在の計画が出されているんですけども、その以前は、今副町長がおっしゃったように、22であったけれども、22年3月に変更して、21本部から22本部にするという計画に変えているんですよ。これはきっと根室管内を一つの本部にしようということ、6月8日の釧路市議会で、そのスケジュールを明らかにしているんですよ。それで8カ市町村で広域化について、8月中に合意形成をしたいというようなスケジュール表を議員に配付しているわけですよ。そういうふうになっているのに、厚岸町の副町長は、以前の21本部の体制の話から出ていないんですけども、その辺では、少し情報収集が厚岸はどうなっているのかなというふうに思うんですけども、どうなんでしょうか、その辺では。

●議長（音喜多議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 私が今お話を申し上げたのは、釧路市の副市長を交えたレベル

の話をしていただきました。釧路市は、8月までにその広域化について求められている釧路管内に関しては、釧路圏3本部、市と北部と東部というのがありますから、これを一本化するという案について、そうするというをまとめるという話ではなくて、それまでに一定の結論を見たいということだろうというふうに思います。私どもは、少なくとも東部、厚岸、浜中、それから釧路町、このレベルでは先ほど申し上げた副町村長の会議のレベルではそういう話になっておりますし、それら以外のところでも同様の考え方を持っているようでもありますので、8月までに3本部を一本化するということは、ないということを断言しておきたいとします。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 私、3本部を8月に一つにするというようなことは、今まで一言も言ってないんですよ。広域化に向けた今後のスケジュールみたいのが、釧路市では発表になっていますよと、6月8日に、議会で。ところが厚岸で、今、もう本会議ですから3回しか質問できませんから、あれなんですけれども、私の1回目の質問に対して副町長は、もう相当前に話したことを、その後は大した進んでいませんよと、いろいろ問題があって広域化に向けた取り組みを、この管内8市町村で進めようというようなことにはなっていませんよという話が、今までの話ではなかったんでしょうか、副町長の説明は。

その消防署は、今までは自賄いでやってきている。ところが委託方式にすると、こういう問題がありますよとか、そういう話をされていたし、それから人事の体制問題では、こういうこと、それは総務省が示している基本指針の中にも書いてますよね。そういうことができるのではないかと。けれども、広域化については、そのほかにいろいろな問題がたくさんあって、それと並行して無線のデジタル化の問題だとか、そういうのもついて回りますよね。

ですから、私は広域化を進めるのではなくて、広域化をもう8月にある程度コンクリートした話をしようということではなくて、その24年度中に、その広域化のめどをつけるというための協議を、8月に合意形成をするというようなことになっているけれども、どうなんだということを私は聞いているんですよ。そういうことは、厚岸町には何の話もないんですか。

そして、例えば10月には、事前協議を進める、来年の3月までには事務組合にしていくなか、広域連合でいくか、委託方式でいくか、それを決めると。そして、その後、それに基づいてどういうふうに広域化の組織だとか、いろいろなことを決めて、25年の3月31日までにそれを決めて、25年の4月から広域化をスタートさせるというような方針を、釧路市では示しているんですけども、厚岸にはにはそういうことに対する話というのは、ないのか。私がこう言っているのに、あと私たちがたまたま今回は、特別委員会もありませんから、まだ、そういう情報を得る機会がないんですよ。ですから、その辺について、どういうふうに考えているのか、そういう打診だとか話し合いの申し入れがあったのかどうなのか、それも含めてお伺いをしているんですが、よろしくお願ひします。

●議長（音喜多議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） ちょっと私の理解力が不足していて、舌足らずな部分があったかと思います。まず、先におわびを申し上げたいと思いますが、広域化に向けたという表現を議員がおっしゃいましたので、広域化するしないか、そういう協議を進めているという状況です。釧路市が多分、市議会に示されたスケジュールというのは、総務省が示した平成25年3月31日までに広域化するとすれば、そういうタイムスケジュールになるということだろうというふうに思います。

この件に関しては、1市7町が過去に何回か事務局レベルでも、それから私が出席をさせていただいたレベルでも協議を進めております。どういうメリットがあるのか、どういうデメリットが考えられるのか、これらを整理しようということで整理をしております。少なくとも、市それから北部がどうするこうするというよりも、まず、私たちの自治体が絡む東部消防組合として、どう考えるかということがまず大事だよというふうな指示を町長にいただきまして、今年の4月の5日、東部消防組合本部において、厚岸町、釧路町、浜中町の副町長、3町の副町長の出席によりまして、広域化の組合内協議ということで場を設けさせていただいております。

概要は、1番目に申し上げましたとおりの考え方を申し上げて、3町そういういろいろな色があるなということで、当面はこの問題については、3町では将来的な課題としてとらえておくけれども、直ちにこの平成25年3月31日までに、今の条件の中で広域化に組みするというのは、差し控えたほうがよろしいのではないかという、その話し合いの結果、そういうふうな状況になっているのが現状でございます。

●谷口議員 特に。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 情報提供については、逐次我々に示していただきたいということをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） これは今、副町長レベルの会議でございまして、まだ、3町の首長さんが、どういう最終的な判断をされるかというような状況にまだ至っていないものですから、しかるべき時期に、我々持つてる情報、それから資料も含めて開示できる時期が参りましたら、速やかに開示する方向で進めたいと思います。

●議長（音喜多議員） いいですか。ほかございませんか。

(な し)

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（音喜多議員） 日程第5、議案第44号 厚岸町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） ただいま上程いただきました議案第44号 厚岸町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、その提案理由を申し上げます。

平成22年度始期とし、平成27年度を終期とする厚岸町過疎地域自立促進市町村計画は、昨年9月の第3回定例町議会において議決いただいたところであります。

この過疎地域自立促進市町村計画の運用に当たっては、毎年度計画掲載事業の実績や3カ年実施計画のローリングなどを踏まえて、必要な変更手続を行っておりますが、本年度の変更にあたっては、計画使途中の事業名の追加のほか、参考資料における施策区分の概算事業費合計額が2割を越える変更で、なおかつ計画本文の修正を伴い、計画全体に及ぼす影響が大きいことから、北海道知事との変更協議とともに、町議会の議決が必要となったものであり、北海道知事との協議は既に平成23年5月27日付をもって、計画変更に対して、異議がないとする回答を受けたので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、当該計画の変更について本定例会に上程するものであります。

このたびの変更につきましては、平成22年度の掲載事業については、事業費及び事業内容を実績に変更するとともに、平成23年度から平成25年度分については、第2次3カ年実施計画の掲載内容に変更することを基本に調整しております。

また、現過疎計画に未掲載で、第2次3カ年実施計画に新規掲載された事業で過疎対策事業債の適正事業と認められる事業については、このたびの計画変更において追加事業として掲載しております。

議案書、15ページをお開きください。

過疎地域自立促進市町村計画の変更についてであります。字が小さく見えにくいいため、説明は別途配付しております議案第44号説明資料により説明させていただきます。

なお、1ページから9ページまでの資料は定められているA4版の様式を便宜的にA3版に拡大して見やすくしたもので、議案書のものと同様の内容となっております。

今回の過疎計画の変更では、区分ごとにある事業計画の表の内容変更と追加となっております。資料の左側が現在の計画に掲載されている内容で、右側が今回変更しようとする

する内容となっております。また、変更部分については、下線を引いております。

現計画に登載されているものの、その事業内容を変更しようとするものについては、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

一方、新たに整備等が必要となったなどの理由で、平成27年度までの計画期間内に実施しようとして今回追加登載するものは、変更後の表中の備考欄に追加と記述しており、資料の1ページ、区分欄の2、産業の振興中、(1)基盤整備の農業の項目において、農山漁村地域整備（経営体育成基盤整備事業（草地整備型））尾幌第2地区を追加。(8)として、事業名の欄に、観光またはレクリエーションを追加し、事業内容に、厚岸味覚ターミナル整備と観光施設整備を追加。(9)過疎地域自立促進特別事業の項目において、厚岸食体験交流事業を追加。

資料の2ページでは、(10)その他の項目において、厚岸漁港施設整備を追加、区分欄の3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進中、(1)市町村道の道路の項目において、白浜町西6号線整備。3ページに続きまして、望洋台4号線整備を追加。(3)林道の項目に、森林管理道サンヌシ線開設を追加。(5)として事業名の欄に電気通信施設等情報化施設と、その他情報化施設を追加し、事業内容に、北海道総合行政無線ネットワークの更新を追加。(10)過疎地域自立促進特別事業の項目において、地域情報通信基盤整備を追加。区分欄の4、生活環境の整備中、(1)水道施設の簡易水道の項目において、簡易水道配水管布設替を追加。

続いて、4ページに移りまして、(3)の廃棄物処理施設の事業名の欄にごみ処理施設を追加し、事業内容に生ごみ堆肥化施設整備を追加。(6)過疎地域自立促進特別事業の項目において、花のあるまちづくりを追加、区分欄の5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進中、(7)過疎地域自立促進特別事業の項目において、ひとり親家庭等医療費。

5ページに続きまして、乳幼児医療費、重度心身障害者医療費、私設保育所運営費補助を追加。区分欄の7、教育の振興中、(1)学校教育関連施設の校舎の項目において、厚岸中学校改修を追加。

6ページに移りまして、(3)集会施設、体育施設等の体育施設の項目において、宮園公園パークゴルフ場駐車場整備を追加。(4)過疎地域自立促進特別事業の項目において、スポーツ振興、私立幼稚園就園奨励、私立幼稚園運営支援を追加。

7ページに移りまして、区分欄の9、集落の整備中、(3)その他の項目において宮園地区集会所建設を追加する内容となっております。

以下、9ページまで、区分欄11、過疎地域自立促進特別事業につきましては、各施設の区分ごとにおいて追加された過疎地域自立促進特別事業の再計となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上が、今議会において、議決を得るため提出させていただいた計画変更の概要でございます。

資料の10ページから19ページは、過疎計画に登載された事業の各年次ごとの概算事業費をお示しした参考資料に、事業名や事業内容、及び事業費の変更を反映させたものとなっております。本資料につきましても、事業費の左側に現計画、右側に変更後の内容を記載しており、年次割付については、第2次3カ年実施計画を基本とし、変更部分には下線を引いております。

なお、事業主体が厚岸町以外の事業にあつては、事業費の欄は厚岸町が負担する額を記載しており、事業は行うものの厚岸町の負担のない事業については、事業費がゼロと記載されているものもあります。

ちなみに、議会の議決が必要とされる区分ごとの概算事業ひ合計額が2割を超える部分は、区分欄の5、高齢者等保健及び福祉の向上、及び増進で137.78%の増、8の地域文化の振興等で552.06%の増、9の集落の整備で54.44%の増となっております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、議案第44号の提案説明とさせていただきます。

●議長（音喜多議員） これより質疑を行います。

6番。

●堀議員 いただいたA3資料の11ページなんですけれども、厚岸職体験交流事業「カキDEござーる」助成、概算事業費が350万円で23年度が70万円ずつの5カ年というふうになっているんですけれども、まず、この助成の内容というのがどのようなものなのか、単年度の助成であればわかるんですけれども、定期的に毎年70万円ずつの助成をすることは、当然それなりの食体験交流事業自体の5年分の事業計画というものが、でき上がっているかというふうに思うんですけれども、それをまず教えていただきたいと思います。

それと、あと私が聞きたいのは、国泰寺の関係だったんですけれども、国指定史跡に国泰寺跡の整備で、23年度に山門、中門の修理、裏山水量水流調査というものがあって、24年は3カ年の中では基本計画、基本設計というものが500万円というふうになっていて、この参考資料19ページの中でも、そのようになっているんですけれども、この基本計画、基本設計終わった後というものの事業展開というものが、3カ年の中でも、また今回示された過疎地域自立促進計画の中でも示されていないんですけれども、これについて教えていただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。

まず、1点目の資料の11ページにあります(9)過疎地域自立促進特別事業のうち、厚岸町食体験交流事業「カキDEござーる」助成についてでございます。これにつきましては、この計画上、今年度、23年度当初予算の中でこういった予算措置をさせていただきました。この部分につきましても、過疎対策事業債の適正事業と認め得れるだろうということで、それは全体の枠の範囲内でこれを充当する、しないというのは最終的な判断はありますけれども、対象事業になるということでメニュー立てをさせていただきました。

そういった中で、24年度以降、これにつきましては、はっきり5カ年で継続的にやるという部分を予算的に措置しているものでありません。ですから、24年度部分につきましては、24年度の予算において、いろいろ審議をされるということでございますが、今

回、計画登載するに当たりましては、この事業につきましては、23年度で終わるものではないという、今の考え方を持って、24年度にも同額で一応位置づけさせていただいております。しかし、これにつきましては、実施主体である実行委員会、あるいは町のほうでの予算査定の中で、そういった協議が行われるということで、必ずしも70万円ということではありませんけれども、ことしそういった形で予算措置をされたものを、次年度以降も同じ形の中で、計画上は上げさせていただいたというものでございます。ですから、これは確定ということではありません。場合によっては額が少なくなったり、あるいは状況に応じて大きく事業費をやる、あるいはなくなるということもあるかもしれませんが、そういった形で、今のところは今後も継続されるだろうという想定の中で、同程度の額を位置づけさせていただいたということで、まず、ございます。

それから、2点目の19ページの部分でございます。これは国泰寺の整備の部分でございますが、ご質問者言われるとおりの23年度、これ当初予算の中で措置されてございますが、そういった調査を行いながら、3カ年計画の中では24年度に基本計画を設定するというところでございます。一通り流れといたしましては、当然その基本計画ができた後、整備に当たるということになるんですけれども、その基本計画、あるいは今年度やる調査等において、どういった整備が行われるか、必要になるか、そういったものはまだまだ見えてきてないという段階では25年以降の部分、3カ年ですから25年に当たるんです。25年の事業計画を明らかにすることができなかったということになってございます。

ですから、23、24年の事業展開を行う中で、整備の方向が見えてきたならば、3カ年等に位置づけをさせていただいて、その3カ年等に基づいたその後の活動計画の変更があるのかなというふうに想定しているところでございます。いずれにしても、今はまだ見えないということでございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 食体験交流事業については、わかりました。ただ、その国泰寺跡のほうは、町がどのような整備をしたいのかというものが、やはり先に立つんじゃないのかなと。どういうふうにしたいのだと、あの地域一帯を、それをやっぱりしっかりと示す、そして全体でのその事業計画というものをつくった中での、これらの修理であり、調査があるべきじゃないのかなと。この調査が終わってから、いやいやと言うのであれば、余りにも何か何も決まっていないうちで、ただお金だけをやる。実際には調査計画をやったはいけれども、全然事業をつくるまでに至らない場合だとか、そういう場合はこの500万円とかというお金が当然無駄な投資というふうにもなってしまうんじゃないのかなと。まず、厚岸町がどのようにしたいのか、厚岸町がどのようにしていくのか、ここら辺は総合計画とかのほうにもよるんだろうとは思いますが、それがあってこそその24年度の計画というものが調査設計というものが、生きてくるんじゃないのかなというふうに思うんですね。

今現在のこのような計上のされ方をしても、23年度のものは実際に山門がもう既に壊れかけている中では、必要性というものは感じますけれども、それ以降についての24年度の500万円を登載されるということに関して言うと、ちょっと疑問を覚えずにはいられ

ないんじゃないのかなというふうに思うんですよ。やはりそういうものをしっかりと示す、そういう姿勢というものがやはり町には大事でないのかなと。特にあの地域、やはり厚岸町の発祥の地とも言ってもいいほど、厚岸の中でもやはり歴史を感じさせる地域でもありますから、やはりその地域の整備というものを町自体がどのように考えているのか、そういうものの中での今回のこの史跡整備というものが、されていくんだというものを示していただきましたかったなというふうに思うんですけれども、この点について、やはりこの500万円に限らず、この500万円をかけた以降、例えば100万円の事業なのか、1,000万円の事業なのか、1億円の事業なのか、10億円の事業なのか、100億円の事業か、1,000億円の事業なのかわかりませんが、そういう町としての考え方をやっぱり示していただかなければ、この500万円というものは、なかなか、ただぼんとおけるといふことはならないんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、この点についてはどのように考えますか。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 国泰寺跡整備についてお答えいたします。

この計画につきましては、それぞれの専門家の皆さんにお集まりいただいている検討会がございまして、これについてはかつて一度、その計画をおつくりいただいたという経緯がございます。ただ、その計画自体がやはり広範囲な内容でありまして。というのは、例えば、国泰寺にとどまらないで、その周りの水産高校の敷地まで及ぶようなところに従前のいろいろな史跡があったと。それを含めて整備をすべきではないかというふうな膨大な計画をお示しいただいたと。その中でその当時、町としては、なかなか実現することができないと、この計画ではという中で、今回については改めて策定委員会を開かせていただいて、実現可能なものの中で、改めて示していただきたいと、計画を示したいということで動いております。その中で本来的に言えば、基本計画のほうを先に出すべきということで、分会長とも協議をしていたところなんですけれども、ご存じのとおり山門、中門については、調査官が入った中で、このままでは崩れるのは時間の問題であるということで、急遽、町のほうにも申し入れをして、さきにこの部分については急ぎ直すべきであるという提言があって、今年度、山門、中門の修復、そしてこの水流調査を行ったところなんです。基本計画につきましては、当然全体像というものがあるんですけれども、それを現実的なものとして、お示しして行く中には、今言った調査等も必要であるという中で、これから実現可能なものとして、検討委員会の中で示していただくというふうなことで、教育委員会としては24年度に500万円、それ以降のものについては、まだ、町としてその認知をいただく前の段階というふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 大体わかりました。ただ、その、国泰寺跡、私も確かにあの部分だけにおさまらない、本当に大きいやつというものですが、聞いたことがあるものですから、やはり今回のこの500万円というものが結果的にそれがどのように生きるのか、もしか、あれが

生きているのか、死んでいるのかというものも含めて、わからなかったんで聞かせもらったんですけども、やはり早目にあの地域という当然住んでる人方もいるし、建っているものもあるといった中ではやはり、どうしようかというものも早目に示していただきたいなという。ただ、この山門、中山門が23年度にやるといった中での緊急性というものはわかりましたので、ただ、やっぱり24年度以降の中での施設整備計画というものを、しっかりとしたものをできればきちんと、早くに示していただきたいなというふうに、改めて要望いたしまして、私3回目ですので、これで終わらせたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 議員おっしゃるとおり、前の案については余りに膨大で実現が難しいという中で、今回については概ね、今の郷土館までのあたりまで含む中での、ガイダンス施設ですとか、園路の整備ですとか、そのようなものを中心に計画が練られております。細かい内容につきましては、できる限り委員会のほうにもお願いして、早目の提示をさせていただきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第6、議案第45号 工事請負契約の締結についてを議題いたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（高谷課長） ただいま上程いただきました議案第45号 工事請負契約の締結について、提案内容のご説明を申し上げます。

議案書24ページをお開き願います。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

床潭末広間道路は、床潭と末広を結ぶ主要な幹線道路であります。現況は9カーブ、急勾配の一車線道路で、車両の通行に支障を来しており、さらには簡易舗装の老朽化が進み、平成20年度から事業着手しているところでございます。床潭と末広までの4キロメートルのうち、床潭側2キロメートル、知事代行事業により整備を進めてまいりましたが、残り2キロメートルは事業採択が得られず、平成20年度から厚岸町が事業主体となり、事業を着手し、これまでには実施設計、地すべり等のちょっと、平成22年度には床潭川からの工事起点から777メートルの箇所横断管渠を設置する工事を進めてきたところであります。

現在の計画では、極力現道利用を考え、地すべりの影響を最小限に抑える計画としておりますが、地すべり防止指定区域以外の区域においても、地すべりの痕跡が確認されており、道路の拡幅等により現地の形状を変えることになり、地山が不安定な状態となるおそれがあることから、道路工事に先立ち、今回2カ所の地すべり対策工事を施すものであります。

内容であります。1として、工事名、床潭末広間道路地すべり対策工事。2として、工事場所は、厚岸町末広。3として、契約の方法は、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、単体7社の参加によるものであり。4として、請負金額は、金6,730万5,000円であります。5として、請負契約者は、厚岸群厚岸町真栄2丁目256番地、株式会社宮原組であります。

25ページをお開き願います。

参考といたしまして、工事概要であります。①の箇所、測点910.73メートルとして、集水井工、1基、直径3.5メートル、深さ8メートル。横ボーリング工13本。削孔径90ミリ、塩ビ管40ミリ。長さ1,289メートル。排水ボーリング工、1本。削孔径135ミリ。配管用炭素鋼鋼管101.6ミリ。長さ17メートル。

②の箇所として、測点1,124.67メートル。横ボーリング工6本。削孔径90ミリ。塩ビ管40ミリ。長さ205メートル。

2、工期でございますが、着手は、契約締結日の翌日から、完成は平成24年1月10日までとするものでございます。

3、位置図、平面図、標準断面図は別紙説明資料のとおりであります。

26ページをお開き願います。

位置図であります。図面下側の円で囲った中、太線部分が今回工事をする箇所であります。

27ページをお開き願います。

図面上段の平面図をごらんください。

今回の工事は道路工事に先立ち、地すべり対策工事を行うものであり、対策工事を行う2カ所について、それぞれ太線で囲った①、②の範囲となります。図面左側の上部には、波線の円で囲んでおりますけれども、それは平成22年度、昨年度に横断管渠を設置した箇所を示したものです。その横断管渠を設置した箇所から、約140メートル末広側に行った①で標示して、実線の丸で囲った箇所が一つ目の地すべり対策工事場所です。さらに、①のここから、約214メートル末広側に行った②で標示し、実線の丸で囲った箇所が二つ目の地すべり対策工事場所でございます。

次に、図面下側、標準断面図でございますけれども、今回の断面図は①で標示し、実線の丸で示した一つ目の断面を代表的にあらわしているものでございます。集水井工と標示しておりますが、これは図面の下の右側に集水井工と標示しておりますが、これは直径3.5メートル、深さ8メートルの円柱状のもので、波つけ加工した厚さ2.7メートルの亜鉛メッキ鋼板製でございます。定番は50センチの厚さで、コンクリートで打つものでございます。その施設をのり尻に滑り面を貫かないように設置して、そこから横ボーリング工13本、いわゆる上部の平面図に①で丸く囲った部分に13本で放射状に示しておりますけれども、を地下水流動層を目指して放射状に配置し、地下水の排除を行う目的でございます。この削孔径は90ミリで、その中に有孔塩ビ管、穴あきの塩ビ管を敷設するものでございます。集水井に集められた水は、排水ボーリングにより、さらに流末に流すこととなります。削孔径は135ミリで、その中に配管用炭素鋼鋼管101.6ミリメートルを設置しております。これにより、横ボーリングだけでは、地下水低下量は2メートル程度となりますけれども、集水井と横ボーリングを組み合わせることによって、5メートル程度の地下水の低下量が確保されます。

なお、別途、お手元に参考資料といたしまして、6月6日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照を願います。

以上、簡単な説明でございますけれども、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより質疑を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 45号説明資料、平面図なんですけれども、今回、過疎計画の中の見直しの中で地すべり対策が10カ所というふうに、箇所づけがそれているんですよね。今回これを見ると、本年度工事の中では2カ所されているんですけれども、ということは、これからまだ8カ所残り末広集落までといったらば、それほどの距離でもないと思うんですけれども、まだ8カ所ぐらひは、これからやる場所として、あるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

それと、あと契約関係のほうでいうと、今回は指名競争入札されてます。厚岸町は数年前から一般競争入札の導入というものもしているんですけれども、今回指名競争入札とした理由というものがあれば、教えていただきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） ただいまのご質問でございますけれども、全体で10カ所ございまして、地すべり対策のボーリングの起点は残り8カ所ということでございます。今回は2カ所を執行しまして、残り8カ所あるわけでございます。

それから、2点目のご質問でございますけれども、厚岸町では一般競争入札を施行してきたわけでございますけれども、一般競争入札の欠点を極力少なくする方法として、事後審査条件付きの一般競争入札を施行してまいりました。町としては、地元企業のみ

での一般競争入札を行いたいですけれども、地元企業だけでは参加者が足りないということで、そういった条件付きの地域貢献を賦課要件として、一般競争入札を施行してきております。

ここで、平成20年11月に行った工事から、7件の一般競争入札を施行してきておりますけれども、応札する業者数が3社から6社という状態でございます、平均5社。それから落札率は95%台から98%台で、平均96.54%でございます。これは平成18年度から平成21年度までの指名競争入札結果でございますけれども、落札率95.27%でございます、平成19年度から21年度までの5,000万円以上の指名競争入札の結果の96.75%と落札率に大きな差がないという現状でございます。

それから、管内の取り組み状況でございますけれども、浜中、白糠、弟子屈、標茶、鶴居等々お聞きしたところ、実績もない、今後の計画もないということで、実態が出ております。

以上、そういったことで、平成20年度より施行してきた一般競争入札でありましたけれども、先ほど言いましたように、落札率に大きな変動がない、落札率が80%台に大きな変動があったり、いろいろな好条件になれば、続けてもよいということでございますが、平均で96.54%、指名競争入札の平均落札率と96.75%とさほど変わらないと。それから、今回の工事も、指名競争入札の場合は7社指名するという状況ですけれども、一般競争入札の場合は、応札業者も平均すると、先ほど言ったように5社程度であると。それから管内の状況も一般競争入札を実施しているのは少ないということ、一般競争入札にするメリットが見受けられないということでございまして、今回、指名競争入札で施行させていただきました。

ただ、一般競争入札がこれでやめるということではなくて、町内業者で業務が遂行できないような、技術的に相当困難な工事だとか、そういったことの工事の場合は一般競争入札を取り入れていきたいという考えでございます。

以上でございます。

- 議長（音喜多議員） まず、地すべり箇所については、わかりました。これからまだ8カ所ほど、ああいう大がかりな工事があるんだなと思うと、大変な場所だなというふうに改めて思うんですけれども、こういった工事契約のほうなんですけれども、予定価格の事前公表をした場合と、してない場合というふうにあって、恐らく今回はこれ1回目、2回目というふうになっているんで、予定価格の事後公表というふうになっていると思うんですけれども、平成20年とか、その初めのほうは、予定価格を事前公表というようなものもしていたと思うんですよ。したがって、そのときとの状況というのが、またちょっと条件的には変わってくるんじゃないのかなというふうに思うんですよね。

先ほど、課長のほうからもありましたとおり、これまでの結果の中で、余り成果が見られないから一般競争入札をやめるんだというようなことじゃなくて、やはり本来は指名競争入札というものが特異な契約形態であるというふうな認識というものは持っていたと思いますんで、一般競争入札の率先的な導入を図れるような体制というものを、やはり今後も研究していってもらいたいし、やはりこういう大きな工事とかには、できるだけそういう、より指名競争入札よりも競争性というか、そういうものが一

一般的な目の中でつきやすい一般競争入札というものを、やはり施行の中でもやっていってもらいたいというふうに思うんですけれども、再度答弁、この点についてお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 先ほどもご答弁申し上げたとおり、ここ20年以降、7件の一般競争入札を施行してきたわけでございますけれども、いわゆる応札業者が少ない、落札率が変わらないということで、それから町にとってメリットがないということで、今回、先ほど申し上げた点につきまして、今回は一般競争入札でやらせていただきました。

なお、今、議員がおっしゃったように、一般競争入札は地方公共団体の行う契約の中でも原則でありますので、そういったものもさらに考えながら、これからの入札に臨んでいきたと考えております。

●議長（音喜多議員） いいですか。

●堀議員 はい。

●議長（音喜多議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 暫時休憩します。再開は40分といたします。

午後 3 時10分休憩

午後 3 時50分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

●議長（音喜多議員） 日程第 7、議案第46号 厚岸町がん予防保健事業条例の一部を改

正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第46号 厚岸町がん予防保健事業条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

子宮がん及び乳がんの検診に要する費用について、町では、平成21年度及び平成22年度において、国の補助事業を活用して、節目年齢の方を対象に徴収しないこととさせていただきましたが、国では、平成23年度においても、この検診に要する費用を免除する補助事業の継続を決定し、平成23年3月29日付、平成23年度女性特有のがん検診推進事業実施要項を発し、同年4月28日付、北海道からこの通知が町にありました。

町においては、平成23年度についても、この事業を実施することで、節目年齢の方の子宮がん及び乳がん検診に要する費用につきまして、徴収しないこととするにいたしました。町では、子宮がん検診については、20歳以上の方に、乳がん検診については、40歳以上の方を対象に検診を実施しています。現行条例、本則では、子宮がん検診については1,500円、乳がん検診については50歳未満1,900円、50歳以上1,600円とし、検診に要する費用の一部を徴収することが規定されています。

改正する内容は、受診される節目年齢の方、具体的には、子宮がんについては、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の方、乳がん検診については、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方々、それぞれ5年の節目となる年を期して受診を促すため、平成21年度及び平成22年度に限り、費用の徴収を行わないこととしてきた内容を、平成23年度においても適用する整備を図ろうと、本案を提出するものであります。

お手元に配付の厚岸町がん予防保健事業条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。新旧対照表によりまして、ご説明申し上げます。

附則の第2項が費用の徴収を免除する規定であります。平成21年度及び平成22年度に限り、平成21年度から平成23年度の間、文言を改めるものであります。恐れ入りますが、議案書28ページにお戻りください。

附則でございます。第1項、この条例は、交付の日から施行し、平成23年4月1日から適用するものであります。

第2項、改正条例は、平成23年4月1日に遡及して適用するため、この条例の施行の際、既に検診を受けた対象者から徴収した費用を還付する規定の整備であります。

なお、節目年齢の女性には、個々に検診の受診勧奨を行ってまいります。対象者は、両方の検診の対象となる40歳の方、63名を含め、子宮がん検診の対象者は252名、乳がん検診に対象者は385名でございます。

以上、大変雑駁な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

- 議長（音喜多議員） これより質疑を行います。

12番、室崎議員。

●室崎議員) 昨年もこれが行われて、今年もまたということですよ。それで、ちょっとお聞きしたいんですが、今年の分についてはこれからの話なので、ちょっとこっちへおいて、昨年の実績でお聞きしたいんですが、今、本則でいくと、この節目年齢だけじゃないですよ。それで、対象者というのは、この子宮がんと乳がんでは何人ぐらいになるんでしょうか。そして、その全体のところでの子宮がん全体、乳がん全体で、受診された方というのは何パーセントぐらいになるんでしょうか。

それから、今後、この節目年齢のところは、この条例の附則によって、まず費用かかりませんということにしますね。なおかつ、個々に郵送だと思んですが、検診してくださいという勧奨をしてますよね。それによって、その節目年齢ではこの250人と385人が対象だというふうに、今言いましたが、そこでは何パーセントぐらいの受診率になっているのか、それについてお聞かせいただきたい。

●議長(音喜多議員) 保健福祉課長。

●保健福祉課長(松見課長) 平成22年度、これは昨年度の数値となるものでございます。

まず、子宮がん検診につきましては、対象年齢が20歳以上の方、この方が4,786人です。このうち、受診をされた方が平成22年度は224名の方々です。そこで、受診率ですけれども、11.9%というふうにとらえてございます。それから、乳がんのほうにつきましては、対象年齢が40歳以上の方々で、昨年度は3,755人で、受診者が224名。それで子宮がんについては4,786人で受診者が238人。それで、乳がんの受診率が11.9%、子宮がんについては10.0%。今の対象者というのが全数です。私ども受診率の出し方ですけれども、このがん検診というのは2年に一度の受診となっております。そういった関係で2分の1と、そういうとらえで経年経過をとらえているところでございます。

そこで、昨年度のこの費用を免除させていただこうとする節目の方々の、まず対象者が、子宮がん279人、受診者が64人、受診率が22.9%。乳がんにつきましては、費用を免除させていただく方々が、対象者368人、受診していただいた方が84人、受診率が22.8%となっている状況です。

●議長(音喜多議員) 12番、室崎議員。

●室崎議員) 全体よりは倍ぐらいの受診率にはなるというのが現状ですよ。これ大分前に聞いたことがあるんですけども、全国平均とか全道平均とかを出そうとしても、そこでもって取り方がばらばらで、なかかな比較ができないんだというふうな話は聞いているんですけども、これどうなんですか、町としては、目標値どのぐらいに置いているんですか。

それから、その目標値よりもはるかに上回るとは、この程度は思えないんですが、それと、目標値を高く、もしとっているのであれば、それに近づけるために、今のやり方に何か付加しなければならぬ、もっと上げるためにこういうことをやらなければならぬ

ないっていうものは、考えはお持ちでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 目標値につきましては、「みんな健やかあつけし21」という、厚岸町の健康増進計画の中で、指標として平成24年度目標として掲げておりまして、子宮がん検診については29.4%、それから乳がん検診については21.0%というふうに、目標値を定めております。この国においては50%というラインを目標値として掲げております。

そこで、先ほど言った20歳以上、あるいは40歳以上、全部の対象者としてとらえるのか、あるいは町として、何歳から何歳まで受診をしていただきたいとすることでのパーセントを目指すのか、これについては実は今後、健康増進計画の中で厚岸町として、きちっとその目標値を達成できるように、保健所とも相談しながら、厚岸町独自の目標のあり方、そういったものを考えさせていただきたいなと思って、現状ではちょっと目標値には及ばない状況ではございますが、これを例えば80歳以上はカウントしないだとか、ちょっと高齢の方には失礼ではございますけれども、そういうふうにするもうちょっと受診をされている年齢構想の調査させていただいて、どういった年齢層に主に受診していただきたいのか、そういうことも見させていただいて、個々の勧誘をさせていただきたいなというふうに考えております。現状では、2年に一度ということでございますので、一昨年に受診された方に、これはもう個別にことしはどうでしょうかという個々の勧誘を差し上げる。現在の取っている対応は、そこまでとなっているところでございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 3回目ですね。今、担当者のほうはもちろんよくわかっていらっしゃるから、問題点もきちんとおっしゃっているんだけど、一つは、分母に必要なものを取り込んで、どう頑張っても数字がならないというふうなことをやっても、余り意味がない。それと同時に、必要な人には1人でも多く受診してもらいたいということだと思うんです。それで、そのあたりをきちんと進めていただきたい。それが一つ。

それから、もう一つは、検診というのは予防じゃないんですよね。一番予防に近いところにある医療なんですよね。ということもやはりわかっただいて、検診を受ければ、がんにならないというものではないわけですよ。そのところもきちっとPRしていかなければならないと思います。

それで、最後にちょっともう一つデータを教えていただきたいんですが今回、今回というのは去年ですね、これ受診したことによってごく初期のがんが発見されて、非常に意味があったと、その意味で。なければ一番意味があるでしょうけれども、そういう方もやっぱりあったんじゃないかと思うんですが、そういうケースどうでしたでしょうか。そういうもの、またPRの材料に、もちろん個人がわかるようなことをしてはいけませんけれども、使っていける問題だと思うんですよ。そういう点も含めてご答弁いただき

たい。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 1点目の厚岸町として、こういった年齢の方々に受診を勧奨、特に重点的に行っていくのかという、そういうことについての方向で、現状を見詰めさせていただいて、対策を講じさせていただきたいと、そういう方向で考えていきたいというふうに思っております。

それから、2点目は、やはり健康教育の場ですか、そういった場で逐次必要性、なぜ受けるのかとか、なぜ受けてくださいと言うのかと、そういったことについて、やはり何回も言っていく機会、お母さんたち集まる機会も結構ありますので、そういった機会をどんどん使っていくって、健康教育という視点からもどんどんPRさせていただきたいと思います。

それから、早期発見ということでの一環もあるわけでございます。それで、その発見については、ちょっと今、ここにデータを持っておりませんでたので、少々時間をいただきたいと…。（「ごめんなさいね、それも課題としてお願いします。」と発言する者あり）そういった状況で逐次ご相談を申し上げながら対応をさせていただいておりますので、それについても今後、きちんと説明するような形にできるように、資料を持ちそろえていきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） いいですか。

●室崎議員 いいです。

●議長（音喜多議員） ほか、ございませんか。

9番、南谷議員。

●南谷議員 2、3お尋ねをさせていただきます。

まず、子宮がんの関係、乳がんの関係で、実際にかかっている総金額というんですか、それに対する町の負担をしている部分の実質金額、大まかな数字でいいですから、それぞれお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） がん検診については、すべて医療機関への委託というふうになっているものですから、がん検診の単価に委託料を掛けた数字で予算にのっているんですけども、平成23年度の当初予算で申し上げますと、子宮がん検診では98万3,400円、それから乳がん検診の50歳未満では40万2,600円、それから、乳がん検診の50歳以上では77万2,800円、合計で215万8,800円、これが全年齢の金額でございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 この条例はですね、2年間を実施した後、あと1年延長するという事なんでございますが、町の考え方というんですか、聞くところによりますと、管内では釧路町はこの実施をしておらないと。そういう中で、厚岸町は取り組んでおられるわけですよ、負担をしてくれていると。さらには、21年から25年ぐらいまで延長も検討中だというお話を伺ったんですが、この辺の考え方についてお伺いをさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） この事業につきましては、23年度については、釧路管内すべての自治体で実施されるということ聞いてございます。なお、この事業創設時の平成21年度においては、北海道町村会の政策課題としても取り上げられておまして、当町といたしましては、5年間の継続事業として実施すべきであると、そのような要望として政策課題に参加しているところでございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 少なくとも町民の皆さんのために、しっかり頑張っていただきたいなど、補助をしていただきたいたいなど、私は考えておるわけでございますが、その毎年単年度の更新なんですよね。町としては恒久的な条例化を望んでいるのかどうなのか、その辺の見解についてもお伺いをさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） これにつきましては、やはり国がその費用を一部負担すべきであると、そのような考えでおりますので、その方向を見きわめながらの恒久化について検討になるかと思えます。現状では、その判断はまだしていないところでございます。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほか、ございませんか。

(なし)

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 4 時10分休憩

午後 4 時10分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

●議長（音喜多議員） 日程第 8、議案第47号 平成23年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第47号 平成23年度厚岸町一般会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 1 ページでございます。

平成23年度厚岸町一般会計補正予算（2回目）。

平成23年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,826万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億1,329万4,000円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第 1 表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では、5 款 5 項、歳出では 6 款 8 項にわたって、それぞれ5,826万円の増額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入でございます。

15款国庫支出金、2 項国庫補助金、4 目農林水産業費国庫補助金、3 節水産業費補助金、227万9,000円の増。災害等廃棄物処理事業費補助金。去る 3 月11日発生の東日本大震災による漂流物及び破損漁具の撤去処分費用に対する補助金の計上でございます。

8 目教育費国庫補助金、6 節保健体育費補助金、社会資本整備総合交付金1,000万円の

増。歳出計上の宮園公園駐車場整備事業への配分決定による計上でございます。

16款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、5節水産行費補助金。地域づくり総合交付金920万円の増。アサリ漁場災害復旧助成事業に対する補助金の計上でございます。

18款、1項寄附金、1目1節一般寄附金305万5,000円の増。主に本町における東日本大震災への災害見舞いとして、14件の寄附でございますが、1件につきまして、金額の公表を望まない方がおられ、13件の金額を申し上げますと前後の関係から推察することが可能となってまいりますので、氏名のみ申し上げます。

以下、採納の順に申し上げます。釧路市医療法人社団功仁会様、横浜市大日本プロレス・四ツ葉工芸様、厚岸町厚岸地区船舶工業協同組合様、札幌市畠山正明様、札幌市匿名者様でございます。釧路市釧路方面遊戯業協同組合様、山形県村山市様、札幌市日本都市設計株式会社様、東京都栗原裕基様、釧路市株式会社メルプ様、厚岸町厚岸仏教和敬会様、留萌市金澤睦子様、札幌市株式会社エイチ・アイ・ディ様、厚岸町釧路太田農業協働組合様。

以上でございます。

6目、1節商工費寄附金、30万円の増。観光振興寄附金、厚岸湖北商業連合会様からの寄附でございます。

20款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金、2,954万3,000円の増。補正財源調整のための計上でございます。

21款諸収入、6項、3目、3節雑入、388万3,000円の増。コミュニティ事業助成金250万円の増。歳出計上の仮称光栄公園遊具整備事業に対して、財団法人自治総合センターから助成決定による計上でございます。総合賠償補償保険金訴訟事務138万3,000円の増。歳出計上のスクールバス管理費、訴訟事務の財源としての計上でございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

続いて、6ページ、歳出でございます。

1款、1項、1目議会費、2,577万5,000円の増。地方議会議員年金制度が地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律の可決公布により、6月1日をもって廃止され、これに伴う経過措置として、廃止前に給付事由が生じた方に対する一定の給付措置が講じられることになりました。従前は、町村議会議員年金の財源は、現職議員の掛け金と町村自治体の負担金で賄われておりましたが、6月以降は全額自治体の負担とになることから、年間予算を計上しておりました議員共済組合納付金を6月以降分、386万1,000円を減額し、新たに町村議会議員存続共済会への負担金として、平成23年4月1日現在の議員数16人分で計算された2,963万6,000円を追加計上するものでございます。

自治体負担金額は、従前は標準報酬月額100分の16.5であったのが、改正後の本年度は、100分の102.9の6倍強となり、現在の試算では来年度以降も数千万円の負担が続き、年金受給者がいる限り全額が町村自治体の負担となるという制度でございます。

8ページ。3款民生費、1項社会福祉費、7目自治振興費、250万円の増。光栄地区コミュニティセンターの隣接地に整備予定の仮称光栄公園に遊具を整備するため、コミュニティ事業助成を受けて行う、事業主体となる光栄地区自治会への助成金としての計上でございます。

10ページ。5款農林水産業費、3項水産業費、1目水産業総務費、455万9,000円の増。去る3月11日発生 of 東日本大震災による厚岸湖湾における漂流物・破損漁具の撤去処分費の計上でございます。

2目水産振興費1,263万3,000円の増。同じく大震災によるアサリ漁場の災害復旧を実施する厚岸漁業協同組合の助成金の計上でございます。事業内容は、アサリ貝の産卵、幼生の定着時期である夏までに津波により大量流出したアサリの生育に欠かせないアサリ島の砂を復旧させる事業でございます。財源は50%分、920万円を北海道の地域づくり総合交付金を充て、残りの3分の1、343万3,000円を町費として上乗せして助成する内容でございます。

12ページ、6款、1項商工費、4目観光振興費、事務事業観光宣伝に観光振興寄附金を充当する財源内訳補正でございます。

14ページ、7款土木費、5項公園費、1目公園管理費、123万1,000円の増、仮称光栄公園に遊具を設置するのにあわせ、公園用地を町と地域住民との協働で整備するための車借上料及び原材料費の計上でございます。

16ページ、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、7万2,000円の増。訴訟事務に関する職員旅費の計上でございます。

6目スクールバス管理費、138万4,000円の増。町が補助参加していた太田小学校スクールバス事故にかかる損害賠償請求事件が和解案による調定成立となったことに伴う、弁護士へ支払う訴訟事務委託料の計上でございます。

5項社会教育費、6目情報館運営費1,010万円の減。平成22年度予算において、地域活性化住民生活に光をそそぐ臨時交付金を財源として、厚岸情報館の図書資料購入費1,010万円を平成23年度に繰り越し執行することに伴い、同額を減額するものでございます。

6項保健体育費、2目社会体育費、2,020万6,000円の増、体育施設の機械器具購入6万円は、宮園公園パークゴルフ場コース内における、エゾシカ急増に伴う糞への利用者の苦情対応として、糞を効率的に除去するため集じん機を購入しようとするものでございます。宮園公園駐車場整備事業は、パークゴルフ場に隣接する用地に1,500平方メートル、75台分の駐車場を整備する内容で、社会資本整備総合交付金の配分決定により、3カ年実施計画に基づき、財源のめどが立ったことによる補正計上でございます。

以上をもちまして、議案第47号 平成23年度厚岸町一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） 本件の審査方法について、お諮りいたします。

本件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成23年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成23年度各

会計補正予算審査特別委員会を設置しねこれに付託し、直ちに審査することに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 本会議を休憩いたします。

午後 4 時21分休憩

午後 5 時14分再開

- 議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第 8、議案第47号 平成23年度厚岸町一般会計補正予算を再び議題といたします。

本件の審査については、平成23年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

5 番、中川委員長。

- 中川委員長 平成23年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第47号 平成23年度厚岸町一般会計補正予算につきましては、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（音喜多議員） 議案第47号 平成23年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（音喜多議員） 日程第 9、各委員会閉会中の所管事務継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における所管事務調査の申出書がお手元に配付のとおり、各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり、承認するとに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 日程第10、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

厚岸町議会会議規則第120条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した内容により議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付した内容により派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より、報告の申し出がなされております。これを日程に追加し、追加日程として、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会報告を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 議会運営委員会報告を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

9番、南谷委員長。

- 南谷委員長 先刻、厚岸町議会第8回議会運営委員会を開催いたしましたので、ご報告をいたします。

議件は、陳情第1号 緊急避難通路と登山道の設置に関する陳情書であります。

本件につきましては、本会議において審議し、総務産業常任委員会へ付託とすることに決定いたしました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

- 議長（音喜多議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

お諮りします。

陳情第1号 緊急避難通路と登山道の設置に関する陳情書を日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(音喜多議員) ご異議なしと認めます。

陳情第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

- 議長(音喜多議員) 休憩します。

午後5時19分休憩

午後5時20分再開

- 議長(音喜多議員) 再開します。

- 議長(音喜多議員) 追加日程、陳情第1号 緊急避難通路と登山道の設置に関する陳情書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

(職員朗読 省略)

- 議長(音喜多議員) お諮りします。

本陳情の審査の方法については、議会運営委員会報告にありましたとおり、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にすることといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(音喜多議員) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にすることに決定いたしました。

- 議長(音喜多議員) 休憩します。

午後5時23分休憩

午後5時25分再開

- 議長(音喜多議員) 再開いたします。

お諮りいたします。

以上で、本定例会に付議された議件の審査は、すべて終了いたしました。

したがって、厚岸町議会会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

これにて、平成23年厚岸町議会第2回定例会を閉会いたします。

午後5時25分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成23年6月16日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員